

平成30年小布施町議会3月会議会議録

議事日程(第3号)

平成30年3月9日(金)午前10時開議

開議

議事日程の報告

諸般の報告

日程第1 行政事務一般に関する質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	中村雅代君	2番	福島浩洋君
3番	富岡信男君	4番	小西和実君
5番	川上健一君	6番	山岸裕始君
7番	小林茂君	8番	小林一広君
9番	小淵晃君	10番	渡辺建次君
11番	関谷明生君	12番	大島孝司君
13番	小林正子君	14番	関悦子君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	市村良三君	副町長	久保田隆生君
教育長	中島聰君	総務課長	田中助一君
総務課長補佐	中條明則君	企画政策課長	西原周二君
健康福祉課長	三輪茂君	健康福祉課長補佐	林かおる君
産業振興課長	竹内節夫君	産業振興課長補佐	富岡広記君

建設水道課長 畔上敏春君 教育次長 池田清人君
監査委員 畔上洋君

事務局職員出席者

議会事務局長 山崎博雄 書記 小松文子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（関 悦子君） おはようございます。

議員総数14名中、ただいまの出席議員は14名です。

定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（関 悦子君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（関 悦子君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告事項について申し上げます。

3番、富岡信男議員、9番、小淵 晃議員から、都合により早退する旨の届け出がありましたので報告いたします。

◎行政事務一般に関する質問

○議長（関 悦子君） これより直ちに日程に入ります。

日程第1、行政事務一般に関する質問を行います。

本日の日程は、昨日の継続であります。

昨日に引き続きまして、順次質問を許可いたします。

◇ 小 林 茂 君

○議長（関 悦子君） 最初に、7番、小林 茂議員。

〔7番 小林 茂君登壇〕

○7番（小林 茂君） おはようございます。

早速であります、2点について質問をさせていただきます。

まず、1点目ですが、T P Pの関係で現状と、それから今後の対応についてお尋ねをしたいと思えます。

既にご承知のとおり、米国を除く環太平洋連携協定、一般的にT P Pと呼んでいますが、これの11カ国は、今日の朝3時ごろと言われていますが、署名を行ったということでございます。

この協定において、農林水産物、特に小布施町が一番関心のあるこれらについての影響というのはどんなふうに農水省では捉えているかといいますと、試算では関税率10%以上の国内生産額10億円以上の農産物、あるいは水産物の生産減少額という意味では、全国で900から1,500億円というふうに試算をしております。これはホームページ等で昨年から公表されている内容でございますが、その総括の中で「関税削減等の影響で価格低下による生産額の減少は生じるものの、体質強化対策による生産コストの低減、品質向上や経営安定対策などの国内対策によって、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されるものと見込む」というふうに書いています。そういった意味で、この試算結果というのは、随分楽観視しているのではないかなというふうに思っております。

身近なリンゴについてでいえば、主要産地と言われる上位5県、青森県、長野県、それから山形県、岩手県、福島県、この5県での生産減少額、約4億から8億円だというふうに試算をしております。これはリンゴの生の部分とそれからジュースの部分含めての話であります、これも結果、まとめとしては国内対策による影響の緩和、すなわち生産性の向上、それから高付加価値等の体質強化等によって、半分程度に緩和することができると。引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されるものと見込まれるというふうに捉えているわけでありませう。

問題はこの辺にあるんでありますが、T P Pの場合は、交渉が始まってからもう3年ほどたつわけでありまして、今回はアメリカを除いた11カ国で合意という中では、当然のことながら、全体の経済規模というのは小さくて影響も少ないということは当たり前だというふうに思うんでありますが、ただ、今のアメリカというのは、全く先を見通せないような相手だろ

うというふうに思っております。

当然のことながら、今後、二国間交渉とかそんなふうなところについて、結果的には当初の12カ国交渉時並みの対応というのは絶対にしていかなければいけないのではないかというのが私の考え方であります。

平成27年6月、今から約3年ちょっと前の話ですが、J A須高からT P P反対の請願を議会は受けました。その時の須高管内の農産物生産額減少額の推定であります。年間須高地区の79億のうち25億が減少するだろうと、率にして30%ちょっとは減少するというふうな危機感を持った報告がその席でされております。いずれ米国との二国間交渉もあるものというふうに想定すべきでありまして、当初の12カ国の発足を想定した対策を当然とるべきだろうというふうに思います。

そういった意味で、農産物の生産性の向上とか、あるいは高付加価値等の体質強化、そういったものは時間かけて取り組まなければならないわけでありまして、また効果もすぐに出るものではありません。ぜひひとつ緊張感を持った具体的な動きというのは見えない中で、この3つについてお尋ねをしたいと思います。

1つは、農水省の果樹等の影響、特にリンゴなんかの場合は、県とか町はどのように評価しているのか、率直にお尋ねをしたいと思います。今後のE P Aとか米国との二国間交渉というのを我々は加味しておく必要があるんだろうと思いますが、町はこの辺のところについて、総体的にどんなふうに捉えているかをお尋ねをしたいと思います。

2つ目でありまして、表現としては体質強化対策とかそんなこといっていますが、具体的にその内容というのはどんななのかと、国が掲げている体質強化策、その辺の進捗というのは、国、県、町へとどんなふうにおりてきているのか、報告書の中では、先ほどもちょっと触れましたが、今後の伸びが期待できる新興市場でT P P諸国向けにさらなる輸出拡大が期待できると。それから、日本食の普及と相乗効果による輸出拡大のいいチャンスなんだと、そういった意味では輸出促進に取り組むんだと。

それから、3つ目は、関税撤廃以外の輸出環境の課題を解決することによって、輸出がさらに加速することができると、そんなふうなことをたくさん並べておりますが、これらはT P Pに関係なく当然やるべきものでありまして、体質強化を具体的にどんなふうにするかというところからは、ちょっと外れているのではないかなというふうに思うわけでありまして、具体的にこの中身について、今、町はどんなふうを考えているのかをお尋ねをしたいと思います。

それから、3つ目であります。そういった1番、2番を捉えて、こういった将来の体質強化策というのが例えば県が今、つくっています総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン」と、そういったものの中に、果たしてどんなふうに盛り込まれているのか。あるいは町のこれからの方針の中で、どんなふうにそれが取り組まれているのか、お尋ねをしたいと思います。

以上、3点についてよろしくお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 富岡産業振興課長補佐。

〔産業振興課長補佐 富岡広記君登壇〕

○産業振興課長補佐（富岡広記君） おはようございます。

それでは、今の小林議員のご質問にお答えを申し上げます。

T P P 締結に伴う国内農林水産物の生産額への影響について、アメリカを含む12カ国での締結を前提に国が27年11月に試算した影響額は、生産減少額を1,300億円から2,100億円としていました。これが昨年12月公表されたアメリカを除く11カ国締結に係る農林水産物への影響額では900億円から1,500億円と試算され、最大値では600億円、減少幅のある数字が示されました。

国が日EU経済連携協定により必要となる政策も含め、昨年11月に改定した総合的なT P P 関連政策大綱では、品目ごとに合意内容による詳細な分析がなされていますが、総じてT P P 11合意による影響は限定的と見込まれています。

果樹の中でリンゴについては、青果の輸入量の国内消費量に占める割合がごくわずかであること、国産リンゴは国際的な高い競争力と品質を有していること。関税は段階的に撤廃されるなどのことから、またブドウについても国産ブドウのブランド化が確立されていることなどから、影響は限定的と分析させております。

この試算値に対する県の評価ということですが、長野県では2月16日に開催したT P P 農業分野等対策本部会議の中で、県独自の試算を公表しています。長野県では県内リンゴへの影響が大きな相手国はニュージーランドであり、その影響額はアメリカを含んだ締結前提当時の影響試算額6,800万円、今回のT P P 11締結を見込んだ影響試算額が6,600万円とし、かつ影響は限定的としております。そして、これからの海外産地との競合に対する県の目指す姿として、これまで推進してきた県のオリジナル品種のリレー出荷や高密度植栽培等による収益性の高いリンゴ生産の展開など、従来から展開する事業を強化する内容が示されています。

こうしたアメリカを除いた締結による影響への評価に対し、アメリカとの交渉が必須とな

ることを前提に町の考えはということにつきまして、長野県同様、町として行えることを行っていくことが肝要と捉えております。

これまでも国内他産地との競争に打ち勝つ強い産地づくりを目指し、さまざまな策を展開してきました。現在取り組むブランド戦略事業や直接リンゴに対する支援とは違いますが、町の特産である栗に関し、栗のプロジェクトを立ち上げ、良質な栗栽培から製菓や加工品の販路拡大による産地としての町名の周知拡大策、あるいは農業従事者確保に向けた新規就農者対策事業も果樹産地としての存続に向けた取り組みであり、こうした皆さんが取り組みやすい環境として販売支援事業なども行っております。今後も、町の強みを生かし、農業振興策を講じることで、国内外産地との競合に対応していくことが必要と考えております。

2つ目、3つ目の質問、体質強化対策の適切な実施とは具体的にどんな内容か、その進捗状況は。3つ目の体質強化策が県や町の計画にどのように盛り込まれているかというご質問ですが、農林水産省の農林水産物の生産額への影響についての中に記載されています体質強化対策については、平成29年11月24日に改定された総合的なTPP等関連政策大綱に強い農林水産物の構築を体質強化策として記載されております。

具体的な内容としては、目標を2019年の農林水産物、食品の輸出額、1兆円達成を目指すとし、次世代を担う経営感覚にすぐれた担い手の育成、国際競争力のある産地、イノベーションの促進、畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進、高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓、合板・製材・構造用集成材等の木材製品の国際競争力の強化、持続可能な収益性の高い操業体制への転換、消費者との連携強化及び規制改革、税制改革の8項目が掲げられています。

そして、これら項目の実施に当たっては、29年度農林水産関係の補正総額4,680億円の中に大綱実現予算として3,170億円が盛り込まれました。この対策が県、町の計画にどのように盛り込まれているのかということですが、まず県の事業ベースでは、生産対策として長野県オリジナル品種の戦略的拡大を掲げ、従来の栽培方法と比べ高反収、早期収穫、高密植栽培、新しい化栽培の積極的拡大、あるいは気候変動に対する新品種の育成、流通対策として集出荷施設の再整備や流通コストの低減、出荷期の分散。販売対策として、リンゴ、長果25、シナノリップですが、のブランド化や新たな需要の創出を掲げております。

町事業ベースに落とし込むと、国会での予算成立が2月1日だったことから、現在、県による事業要望調査が行われている段階です。しかし、その内容は特にTPP締結による影響対策を目的としたものではなく、林務や畜産も含め、これまで行ってきた長野県内市町村の

地域の特色を生かした振興策の増強分であり、現時点で町として増額、あるいは新規要望を行う予定はございません。しかし、今後、30年度国庫予算なども示される中、前段申し上げました町が取り組む事業や、あるいは町の産業基盤強化に必要な事業等が示されるとき、これを積極的に導入したいと考えております。

また、新年度事業として、意欲ある農家の皆さんが共有する課題解決に向け、販売支援を軸とした事業構築を目指し、農家によるプロジェクト設置を目指します。このプロジェクトの場でも、国がアメリカと自由貿易協定、あるいは経済連携協定等の締結に向け、国家間交渉が行われる際はもちろん、強い産地化を目指す上で必要な施策の構築に向け、農家の皆さんとともに協議し、必要な事業の構築につなげてまいります。

以上です。

○議長（関 悦子君） 小林 茂議員。

○7番（小林 茂君） それでは、1点再質問をさせていただきます。

ただいまの答弁の中では、町の30年度の予算にまで踏み込んだ内容の答弁ありました。その中で、1点お尋ねをしたいわけでありますが、農業政策全般について、行政がこの政策に直接かかわっていくというのは非常に難しいというふうに、私は認識をしております。できることといえば、やっぱり環境整備、農家を含めた全体の環境整備等を中心にして国、あるいは県へ声を上げていくというようなことが最優先かなというふうに思っております。

そういった中で、行政の立場で例えば県等への農政に関する会議等への参加というのは、具体的にどんな形でどんなものがあるのか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（関 悦子君） 富岡課長補佐。

○産業振興課長補佐（富岡広記君） 今のご質問ですが、県との話では農政関係等々につきまして、担当課長会議等々の会議で県等からこの関係の例えば事業内容、県の方針、補助事業、支援事業のメニュー等があれば、そういう話をお聞きする中で、各市町村も含めて要望等を話し合う場がございます。

○議長（関 悦子君） 小林 茂議員。

○7番（小林 茂君） ちょっともう少し具体的に答弁をお願いしたいと思います。

例えば29年度でいえば、どんな内容のどんな会議があった、もう少し一般人が分かりやすい内容の答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（関 悦子君） 竹内課長。

○産業振興課長（竹内節夫君） 分かりやすいといえますか、ちょっとあれなんですけれども、

県が主催する会議の中で農政関係でありますと、先ほど申し上げた農政の担当課長会議というものがございます。この会議の中身なんです、年度当初開かれまして、県が当年度予定する事業についての説明が主なものであります。ですので、その事業のメニューが示された段階で、これを持ち帰って中身を十分に把握して町としてどうするかという作業ということにつながってくるわけなんですけれども、若干補足になるんですけれども、特にその中で、県としてTPP対策絡みの事業は、これまでも示されてはきておりません。

先ほど来申し上げますとおり、やはり産地としてどうするかと、強い足腰をつくる産地として、県として必要な事業を今までも示されてきたというのがこれまでの大体の流れでございます。町としても、当然に小布施町の中で実現可能なその事業について疑問な点について質問をしたり、それから要望等といったものをその場で交わしてきているという内容でございます。特段それ以外に例えば土地改良関係の会議ですとか、そういったことはございます。ですから、それぞれの分野ごとにおける意見交換会、事業の説明会といったものがこれまで行われてきている会議の内容というふうに残っております。

以上です。

○議長（関 悦子君） 小林 茂議員。

○7番（小林 茂君） それでは、次の質問に移らさせていただきます。

地域の支え合いの充実と災害に備えたまちづくりの実現についてということでお尋ねをしたいと思います。

市村町長の年頭の挨拶、町報でございますが、本年度の重点施策の第1に、地域の支え合いの充実と災害に備えたまちづくりの実現を掲げています。

内容は、いつどこで起こるかわからない地震や台風などの災害に備え、自治会内に自治会長経験者等をリーダーとする自主防災会の立ち上げと強化をお願いしていきますと。昨年の台風被害が地区によって差があるように、いざ災害が起こったときはお互いの情報を共有し、助け合えるような仕組みをつくってまいりますというふうにあります。

この内容についてお尋ねしたいわけではありますが、まず、自治会長経験者等をリーダーとする自主防災会の立ち上げと強化、助け合えるような仕組みとは具体的にどんなものなんでしょうか。

これは3月会議の挨拶にあります災害時の避難場所への誘導や避難時の情報共有、相互の助け合いなどの仕組みを強化するため、自主防災会連絡協議会を昨年12月に立ち上げていただきました。今後、実際の災害を想定し、自主防災会連絡協議会を中心に地域のコミュニテ

イを生かした減災への取り組みを進めますとあります。

このことから、先ほどいった町報の挨拶と、それから、今3月会議の冒頭のご挨拶の中を両方まとめますと、自治会内の自主防災会の強化の上に立った自主防災会連絡協議会を中心にした、コミュニティを生かした防災・減災の取り組みというふうに考えていいのではないかなというふうには私は思っておりますが、この辺について改めて答弁をお願いしたいと思います。

それから、2つ目であります。組織の機能維持向上について、ちょっと具体的な方策についてお尋ねをしたいと思うんですが、実は災害に備える自主防災組織というのは、せいぜいできることといたら、机の上の訓練、机上訓練ですよ。それから、避難訓練等を重ねても、ノウハウを身につけるということは非常に難しいものだというふうに思っております。

ましてや、人間の一番いいところなんでしょうけれども、いつ何があっても俺は別だという考え方を人間というのは持っております。したがって、どんなに一生懸命上から旗振ってもなかなかついていかない。それはもう人間らしいところがあって、人様と俺は別だと、俺は安心なんだと、俺んちは大丈夫なんだと、いつもそういうふうを考えているわけでありまして、これが、人間の一番人間らしいいいところだというふうには言われておりますが、なかなか緊急時の避難というか、災害というふうなところを想定した場合には、これが邪魔をしているということになるんだろうと思います。

そういった意味で、組織の機能を維持していくということは、非常に難しいことだろうと思いますが、例えばですけれども、広報で台風が近づいているので、身の回りについて風が何メートルぐらいになりそうだから、気をつけてくださいよと、それには対応してくださいというふうな呼びかけをしておりますし、例えばこれからすぐ出るんでしょうけれども、低温で、あすは霜の被害がありそうだというようなことを広報で訴えております。

そういったときに、やっぱりそれが台風が過ぎ去った後、あるいは霜がおりたと思われるような次の日に、一つの例ですが、それぞれの自主防災会の長に、おたくの自治会はどうでしたかというようなことを、言ってみれば、自治会担当の職員が電話一本して聞いてくれれば、ああそうかと、俺は全然気にもしていなかったけれども、ちょっとは周りを見なくちゃいけないかというようなことに意識が変わって行って、少しはやっぱりそういうことで緊張感を持った状態を続けていくことができるのではないかなと。そしてまた、そのことによって、要するに報告することによって、町とのレベリングというものが知らず知らずのうちに図られていくのではないかなというふうに思います。

今は携帯電話がある時代でありますから、いつでもどこからでも連絡がとれるというような社会になっておりますので、そういった意味で自治会別担当者の出番だろうというふうに考えていますが、こんなことを実行したらいいのではないかなど、これは一つの例であります。

それから、2つ目であります。これは我田引水みたいなものであります。私の自治会では昔から夜番と呼んでいるんですけれども、2軒が1組になって、村の中を鉄の棒を引っ張ってがらがら引きずりながら拍子木たたいて火の用心ということで一回り回る。これは別に毎日回らなきゃいけないとか何とかじゃなくて、次の人の所へそれを持っていったら、その人が今日は天気いいから回るとか、時間があるから回るとか、そういったことで、必ずしも毎日やっているわけでありませんが、何十年だか何百年だか知りませんが、ずっとやっています。これも賛否両論物すごくあります。ましてや今、こんな冬のさなかにアルミサッシで中に聞こえない所、外回ってどうするんだと、もうそんな声は幾らでもあります。

でも大事なことは、少なくともその人が火の用心として村を一回り回ったことなんです。人のことは別にして、そういう意識をやっぱりそうやって持つことができるというだけでも効果はあるんだろうと思いますが、こんなことを、全町にわたってやれなんていうこと、絶対私は言いません、叱られます。

ですけれども、そういうふうな何かをやっぱり継続的にやっていくということが、組織の機能というのをやっぱりいつも緊張感を持った形にしていくことの一つの方策だろうというふうに思っているんですが、そんなことを含めた対策についてお尋ねをしたいと思います。

次は、3つ目ですが、活動中にいつ何ときどんなことが今、起こるかわかりません。そういった意味で、そんな場合に備えて何か特別な補償というのを今回、考えられているのかどうか、この3点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（関 悦子君） 市村町長。

〔町長 市村良三君登壇〕

○町長（市村良三君） 皆さん、おはようございます。

傍聴の方は連日ありがとうございます。そして、議員の中には病気を押して出席をされている方もおいでになります。ありがとうございます。

ただいまの小林議員のご質問に対してお答えを申し上げます。

地域の支え合いの充実と災害に備えたまちづくりの実現ということであります。

自治会長経験者の皆さん方をリーダーとする自主防災会連絡協議会の立ち上げ、あるいは自主防災会そのものの強化、そして一朝事が起こったときに、助け合えるような仕組みにつ

いて答弁をさせていただきたいと思います。

災害に強いまちづくりの重点施策として、各自治会にある自主防災会のさらなる強化と自主防災会連絡協議会の立ち上げをお願いをいたし、進めてまいりました。大変小さな小布施町ではございますが、例えば千曲川に面した西部地域と雁田山に面する東部地域、また松川に面した南の地域など、お住まいの地域ごとで災害に対する事情はそれぞれ違います。

昨年9月の台風18号では、大変強い風が東部地域を中心に被害が発生し、10月の台風21号では、千曲川の増水により西部地域の千曲川の河川敷の農産物に被害が発生しているという、大変残念な事態が起きましたけれども、こうしたことが小さな小布施町ではありますけれども、東部側の事情、あるいは被害について西部側の方は余りご存じがない。あるいは逆のことも言えるのではないかと。つまりちょっと被害に対する情報、あるいは状況共有ということが余りないのではないかと。というふうに思います。

11年前に中越沖地震が起きました。その際にも千曲川流域にお住まいの地域の皆さん方の中では、墓石が随分倒壊をしたり、あるいは瓦が落ちるなどの被害がございましたけれども、そのほかの地域では、そういうことはございませでした。そのことをお互いに知らないというような状況がございました。もうすぐ丸7年になりますけれども、東日本大震災である地域で津波が河川をさかのぼるといふ河川津波の被害がありました。そうしますと、河川により近い、これ山の中を通っている河川でありますので、津波が到達した部分については、もうかなり大きな被害が出てしまったと。ですけれども、ある水位から上のご住宅にとっては、それほど被害はなかったというような現実がありました。

こういうところで、情報共有がなかったため、あるいは助け合いが余り迅速にいかなかったため、大変残念なことでありますけれども、同じ地域内で精神的な分断が生まれ、その後、その町の中が余りうまくいかないというような、大変残念な事態がございました。さまざまな悲劇がこの大震災によっては生まれておりますが、一つの事例としてございました。

小布施町ではこのようなことのないように、まず地域同士の情報共有、それからそれにまつわるオール小布施での助け合いの仕組みが必要であると、近年強く感じているところであります。

今、防災訓練などを初めとして行っていただき、災害時には中心となってお活躍をさせていただく自主防災会の会長さんは、現在は全員が自治会長の皆さんであります。そして、ご案内のとおり、自治会長さんが担う自治会の仕事は大変にたくさんあり、大変な激務になっております。先ほどの地域同士の情報共有や助け合いの仕組みを考え、実行するためには、

さらに大きなご負担になることから、自治会長とは別の方が防災について、あるいは連絡協議会についてお考えいただき、加わっていただくことが適切ではないかというふうにも考えております。

さらに、防災の知識、研修や訓練で得た経験を積み重ねていくことが重要だと思います。

自治会長の任期が原則1年ですが、別の方がお務めいただくことで2年、3年といった任期の中で知識を積み重ねていただくことも可能となりますし、地域の防災に対する意識構造やあるいは先ほど申し上げた地域の災害特性というような、そういうことに関する知識も上げていただくことになるのではないかとというふうにも考えております。

今、小林議員のご質問にありましたように、普段は俺は大丈夫だと、いろんなことがあっても俺は大丈夫だというような、やっぱり普通の人の感覚というものをやっぱり意識を上げるということが重要であり、それを今の自治会長さんに全てお願いをしてしまうことには、やや無理があるのではないかなというふうにも考えております。

昨年の町政懇談会では、こういったようなお話を各コミュニティでさせていただき、今、既存としてある自主防災会をさらに強いものにしてまいりましょう。そして、自主防災会同士の助け合いの仕組み、つまり協議会の設置についてお願いを申し上げさせていただき、おおむねのご承諾とご了解をいただいてまいったところであります。

少し具体的に自主防災会連絡協議会について、ご説明を申し上げます。

昨年11月に平成29年の自主防災会長である自治会長さんたちにお認めをいただき、12月に名目だけではありますが、自主防災会連絡協議会を立ち上げさせていただきました。組織につきましては、もちろんこれからでありますけれども、まずは現在の各地区の自主防災会長さん、あるいは副会長さん、正副ですね、現状での正副会長さん、自治会長さんを初めとする役員の方々にそれぞれお集りをいただいて、80人ぐらいになろうかと思っておりますけれども、3月15日に予定をしております。そして、これからどんな組織にしていくのかと、あるいはその組織のあり方や事業計画などをご協議をいただく場をまずは設けたいというふうにも考えております。

繰り返しになりますけれども、自主防災会連絡協議会で一番大切なことは情報共有であります。先ほど申し上げたとおり、お住まいの地域同士の情報共有を図り、お互いの状況を理解し合う取り組みを進めてまいりたいと考えております。

2つ目には、実際の助け合いの仕組みをどうするかを検討であります。

3つ目には、地域に合った自主避難や自主防災訓練等の検討であります。その土地に合っ

た避難の方法や助け合いの仕組みは、地域のコミュニティを生かすことが大切と考えており、見直しをしながら継続をいただいている、例えば地域支え合いマップなどを十分活用してまいりたいと考えております。

そして、その地域支え合いマップであります、当然のことながら、現在はその自治会内でしか承知をしておられないというような状況でございますけれども、該当の方や各自治会のご了承が得られるのであれば、他の自治会の地域の支え合いマップを共有し、他の自治会の皆さんの安否の確認や救助の支援ができるのではないかとといったことも検討をしていく一つではないかというふうに思います。

また、小布施町は去年も災害は多くはございましたけれども、大変人命にかかわるような大きな災害というのは、近年無いということでもありますけれども、有事の際には消防、警察のほかに自衛隊の活動が必要不可欠というふうに思います。近年、自衛隊は防災に大変力を入れておいでであります。有事に備えているということでもあります。実際の被災地を数多く体験されている自衛隊からは、大きなアドバイスをいただけるものだというふうにも思います。

そこで平成30年度は、自衛隊の関係者をお願いをして、小布施町の自然、地形などの特性を見ていただき、ここが危険だ、あるいはこういうことが起こり得るというような情報というか、そういう危険予測というんですか、それを組み立てていただいて、それを研修という形で生かす、あるいは講演もしていただくというふうなことが自主防災連絡協議会の一つの研修としてもあるのではないかとというふうに考えております。

各自治会における自主防災会の強化ということについても、先ほど申し上げたとおり、知識や経験を生かしていただくため、2年ないし3年の任期のある会長、副会長のご検討をしていただく。自治会長とは別の自主防災会会長さんの検討などを自主防災連絡協議会の中で検討を考えていただくという方向を目指しております。また、自治会長の経験者でなくても防災知識経験の方に、あるいは防災知識の豊富な方に役員として参画していただくのも大変ありがたいことではないかというふうにも考えております。

ただ、2つ目の質問にもありましたように、どういうことがどうなるんだと、例えば霜予報みたいなものを繰り返しそういう所にご連絡をしていくとか、火の用心、あるいはそういうことも入っているんじゃないかというふうなご提案もありました。ですから、仕事といたしますか、やっただけのようなお仕事の範囲もある程度決めていかないと、余り自主防災会、あるいは自主防災会連絡協議会の負担になってはいけないということもあります。霜な

どに関していえば、これは農協さんとか、そういうところで進めておるでしょうし、消防といえば、まず消防署分署、あるいは消防団の皆さんということにもなろうかと思えます。

そうはいつでも、それも災害でございますので、今度3月15日に防災連絡協議会が開かれますので、そういう中でこんなことが可能か、こんなことはこうだなというふうなことを議員の今、ご提案をいただいた内容も含めながらご検討をいただきたいというふうに思っております。

それから、3つ目のご質問でありますけれども、そうした活動をしたときに、事故が起こった場合にどうするんだというようなことでございますけれども、自主防災会、防災連絡協議会などの活動ははっきり自治会活動に該当すると考えられます。町では、自治会と町で保険料を負担し合い、保険に加入しておりますので、自主防災会、防災連絡協議会の活動においては、訓練も含めて保険の対象になると認識をしております。

繰り返しになりますけれども、自主防災連絡協議会の組織や役員自体は、これから各自治会会議の中で各自治会がお決めいただくことではあります。皆さんと共に検討してまいりたいというふうに考えております。

いずれにしましても、町民の皆さんにさらなるご負担をおかけいたすことにはなりますが、安心・安全な小布施町をつくるためにともにお働き、行動していただくということをしっかりとお願いしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 小林 茂議員。

○7番（小林 茂君） 組織そのものを維持していくというのは、非常に難しい問題だろうというふうに思います。今現在ある自主防災会というのは、それぞれのところによって違うんでしょうけれども、避難訓練間際になって一生懸命組織をどうだこうだというふうにして、なかなか引き継ぎもうまくいかないということで、年間通しては本当にこれが機能するんだろうかというようなところも危惧されるわけでありまして。

そういった意味で、私は2番目に申し上げている組織をどうやって常に維持していくかということは非常に大事なことだろうと思っております。実はこの中で一つまた触れておきたいと思うんですけれども、台風なんか被害が発生するというのは、どちらかという、例えば千曲川の増水、あるいは松川の増水というのが一番多いわけでありまして、千曲川沿線の自治会というのは、昔は台風が来ると言われたら、大体、頭役というのは公会堂に泊まっていたものなんですね。そのくらい情報はとれないわけですね。ですから、やっぱり自分た

ちの目で直接確かめなければいけないという時代がずっと続いていたわけでありまして、したがって、今のある程度の年齢以上の人は、そういう経験をみんな持っている人たちであります。今は情報というのはもう簡単に手に入る時代になってきてまして、ましてやホームページで千曲川の増水なんていうのは、カメラで24時間見ることができるわけでありまして、別に行かなくたってどこでも、自宅でそういった情報を得ることができるわけでありましてね。

ましてややっぱり自治会長さんというか、そういう防災会の会長さんも含めてであります。河川敷の中に直接耕作地なんか持っていれば別ですけども、そうでなければ、それほど周りが騒がない限り気にもならなくなっているというふうな中で、やっぱり特別な情報がなければ、そっちへ目が向かないというようなのが今、実態だろうと思うんですね。

そういった意味で、常にやっぱり必要に応じて刺激を与えていくという、私はこれは決して負担になるんじゃないなくて、それぞれの立場になった人たちが、それをやっぱり誇りに思えるんじゃないかと思うんです。おたくはどうでしたと言われたら、ああ、うちはこうでしたよと、大丈夫ですよと、そういうふうなことを問い返すことがやっぱり誇りに思えるだなあと思います。決して負担になるとは思っておりませんで、そんなことはきちんとやっぱりフォローするという意味でやっていく必要があるんじゃないかなと思います。

また、それらの得た情報は、専門家じゃないんだからというような指摘もございました。しかしながら、それはそれでいいんだろうと思います。それを繰り返すことによって、自然にレベリングされていくんだろうというふうに思いますので、こんなふうな背景を踏まえた上で、ぜひひとつ継続的に機能が維持できるような方策をぜひ考えていただきたいと、その辺についてのひとつ再度の答弁をお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 市村町長。

○町長（市村良三君） ただいまの再質問は、大変ありがとうございます。負担をおかけするというような遠慮ではなくて、そのこと自体が地域にとって大事なことだという、非常に重要な役割をしているという、誇りを持てるような仕事というふうに私どもからも願いをしていけという、励ましとも受けとめさせていただきます。

防災については、本当にこの1年をかけてしっかりつくり上げていきたいというふうに思っています。議員各位にもぜひご協力をお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 以上で小林 茂議員の質問を終結いたします。

◇ 小 淵 晃 君

○議長（関 悦子君） 続いて、9番、小淵 晃議員。

〔9番 小淵 晃君登壇〕

○9番（小淵 晃君） 通告に沿って、2項目についてお伺いいたします。

第1項目として、学校給食には地元産の食材、特に農産物を優先的に使用されることを要望します。

ご承知のとおり学校給食法は、昭和29年6月3日に施行されました。今から63年も前のことです。当時は、第二次世界大戦の敗戦で我が国が貧困と食料不足で栄養失調の子供がたくさんおりました。三大栄養素であるたんぱく質、脂肪、炭水化物の摂取量の不足は当然で、弁当のおかずは梅干し1つだけ、麦ご飯の真ん中に赤い丸い梅干しで「日の丸弁当」とやゆしたものでした。そんな食料不足のときにアメリカから輸入した小麦粉と脱脂粉乳、お若い方はご存じないと思いますが、牛乳からバターなりチーズの原料である脂肪を抜き取った後の牛乳を乾燥し、粉として日本に輸入したわけであります。学校給食会を通じて全国の児童に届きました。よって、富める家庭の児童も貧しい家庭の児童にも、学校給食は平等に対処し、児童の栄養状況は大きく向上しました。

学校給食の発足時の目的は、適切な栄養の摂取による健康の保持・増進を図る。日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断を養い、望ましい食習慣を養う等でありました。国民の食生活の改善への寄与を掲げられていたわけであります。

以来、学校給食法は何回かの改正がありました。最近の平成21年4月1日に施行の現行法は、日本における一般的な食生活の現状、飽食、高カロリーに鑑み、食に関する正しい理解と適切な判断を養うこと。また食育の推進が新規に織り込まれました。まさに学校給食法の発足した昭和29年は、栄養不足にどうやって対応するかでありましたが、63年後の今は高カロリー、肥満に対する対応が必要となってきたわけであります。そのような状況のもと、小布施町の給食の現状についてお伺いいたします。

第1としまして、小・中学校の生徒の負担する給食費は年間どのくらいですか。また、実質の公費の負担額はどれくらいですか。そして、将来に向けて給食費の無料化の展望はありますか。

2項目といたしまして、米飯、パン及び食材の調達はどのように行っておられますか。そのうち、町内で生産されている農作物の調達の金額と比率はどれくらいですか。

3項目としまして、障害者優先調達推進法が平成25年4月から施行されています。この法律の趣旨は、障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体などの公の機関が物品やサービスを調達する際に、障害者就労施設等から最優先に、また積極的に購入することを推進することにあります。町内にある障害者就労施設から食材の調達の状況はどうか。そして、今後どのように考えておられるかをお伺いいたします。

○議長（関 悦子君） 池田教育次長。

〔教育次長 池田清人君登壇〕

○教育次長（池田清人君） 小渕議員のご質問にお答え申し上げます。

小布施町の学校給食の現状について、3点のご質問をいただきました。

まず、1つ目のご質問の給食費の年間負担額についてお答えいたします。

給食の食材費として、1食当たり小学生は272円、中学生は316円を保護者の皆さんにご負担をいただいております。1年間の給食日数は約200日ですので、小学生は1人当たり年額約5万5,000円、中学生は6万4,000円をご負担いただいております。これとは別に給食を調理する学校給食センターの維持管理や調理員の皆さんの賃金などで、平成28年度決算で約4,200万円の経費がかかっています。児童・生徒1人当たりで換算すると、約4万5,000円となりますが、これは公費で賄われております。これは学校給食法に定められたとおりでございます。

基本的に原材料である給食費に対する公費の負担はありませんが、お子さんが特別支援教育を受けていたり、経済的理由により就学が困難と認められる保護者につきましては就学奨励費、または就学援助費として修学旅行費や学用品費とともに学校給食費も援助を行っております。

給食費の無償化についてですが、子育て環境の充実や子供の貧困などを背景に、全国の自治体でふえてきております。文科省でも実態や課題を把握し、国としての支援策の検討などに生かすべく調査に乗り出してまいったところであります。給食費の無償化は、子育て世代の皆さんを応援する制度として一定の効果があると考えますが、完全無償化した場合、小布施町で5,000万円を超える財源が必要となります。

町としては、就学の援助の他にも積極的に子育て家庭への負担を軽減するため、中学生の

制服の補助や小・中学生のテスト代等の公費負担などに取り組んでまいっております。また、高校、短大、大学、専門学校への進学のための育英金の貸し付けも近隣では最も高額な貸付制度を備えており、支援の充実を図っておるところであります。

このような状況の中で、大きな財政の負担となります給食費の無償化を進める状況には現在のところ至っておらないものというふうを考えております。しかしながら、今後につきましては、文科省や、国の動向に全国や近隣の動向にも注意してまいりたいというふうを考えております。

2つ目の米、パン、その他の食材の調達についてのご質問にお答えします。

米につきましては、JAながの小布施支所から全て町内産の物を納入いただき、学校給食センターで米飯に加工をしています。パンにつきましては、学校給食会を通じてパン製造業者から納入していただいておりますが、全ての量を町内業者で賄い切れないため、小学校分は町内業者、中学校分は須坂の業者に納入をしていただいております。

その他の食材につきましては、昨年4月から本年1月までの納入で申し上げますが、例えばキュウリですと、全体で1.5トンのうち65%が町内産、大根なら全体で約1.4トンのうち41%が町内産、タマネギなら全体で5.5%のうち30%が町内産というような数字になっております。

このほか小布施の特産であります小布施丸なす、それから栗のほか、果物のサクランボやリンゴの秋映、サンふじ、また梨、ブドウなど、地域の特徴的な農産物の多くについてはほぼ100%を町内産で賄っておるのが現状であります。

3つ目のご質問の町内の障害者就労施設からの食材の調達についてであります。平成25年にスタートした障害者優先調達推進法により、障害者が就労する施設等の仕事を確保するため、自治体は優先的に障害者就労施設等から物品を調達するよう努めることになっております。小布施町の学校給食の食材についても、できるだけ町内の障害者就労施設から納入していただくように努めており、前述に申し上げましたタマネギ5.5トンのうち10%、ジャガイモは1.1トンのうち3%、ニンジン2.6トンのうち2%がそれに当たる量となっております。

価格面では、一般的に流通している野菜と比較した場合に、どうしても割高になってしまいうこと、また供給量に制限があるため、大量の購入は難しいというのが現状でございます。

食育やふるさと教育の観点からも、新鮮でおいしい旬の町内産の食材を子供たちに食べてもらうことはとても大切なことであるというふうを考えております。今後でもできるだけ町内

産、町内施設産の食材にこだわり、生産者の皆さんと価格や供給量との折り合いをつけるとともに、障害者就労施設からの物品についても、引き続き優先的に調達できるよう努めてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（関 悦子君） 小渕 晃議員。

○9番（小渕 晃君） 続いて、2項目めのふるさと納税の取り組みと成果、それとあわせてさらなる取り組みを期待して伺います。

ふるさと納税は、平成20年4月30日に公布の地方税法等の一部改正する法律によって始まりましたことは、皆様方ご承知のとおりであります。それ以来、今年で10年を経ました。この間、全国の自治体を巻き込み、多くの話題を生み、加えて自治体間の知恵比べでもありました。

小布施町のふるさと納税の実績は、平成20年は146万円、平成21年は325万円、平成22年は37万円、平成23年は38万円、平成24年は355万円、平成25年は322万円、平成26年は102万円であり、7年間で94件、1,325万円でありました。年平均しますと、13件の189万円という小さな規模でした。

そんな状況の中で私は、平成25年の12月の一般質問で積極的な取り組みを提案してきました。それに対応して、行政の担当職員の献身的な取り組みの結果、平成27年は6,554件の1億272万円に達しました。過去7年間の平均に対して件数では69.7倍、金額では54.3倍もの大きな成果を上げていただきました。翌平成28年も6,846件の中で、1億210万円と前年並みの成果を上げられました。

そんな中で、平成29年の4月1日に総務大臣通達により、返礼品が1つとして、金銭類似性の高い物はいけない。2としまして、資産性の高い物も好ましくない。3項目として、価格が高額のものもよくない。そして、返礼品の割合が30%以上の物はいけないというような、そんな通達がなされました。そんな制約の中で、その後の取り組みを、あるいはその後の影響を心配しましたが、本年もお聞きすることの中では、前年度以上の成果を上げられたと聞き及んでいます。先ほど申し上げました総務大臣の通達によるいろんな規制の中での前年以上の成果を上げられたと聞き、担当職員の積極的な取り組みを評価したいと思うし、感謝いたします。

ふるさと納税の性格を考えますと、全国規模の中で新たな財源が発生する仕組みではなく、本来の税収の中から自治体間の中で行ったり来たりする、自治体の中で寄附金として出てい

ってしまう自治体があり、また逆に寄附金として入る自治体があるという、まさに二者択一のシステムであります。ということは、その中での取り組みをどう進めているかが一つの分かれ道だと思うのであります。

そのような中で、東京の三鷹市では本来、市民から納めていただけると予定していた税金がふるさと納税で、よその市町村へ約5億流出したと聞きました。よって、三鷹市では、井之頭公園に文学施設の建設を予定していたのでありますが、ふるさと納税としてよその市町村へ抜けていってしまったゆえに、文学施設の建設を断念したというニュースにも接しました。まさに厳しい現実であります。

そこでお伺いします。本年度の返礼品の品目別に大枠で結構ですので、示してほしいと思います。

それから、返礼品に滞在型メニューと果物の収穫体験メニューの充実を提案してまいりました。これはうんと大変なメニューだと思います。どのような成果が今年上がったのか、お示しいただきたいと思います。

それから、3項目として、平成28年企業版ふるさと納税として松本市、駒ヶ根市、信濃町、そして、平成29年度には長野市と東御市の事業が対象になって認定されたと聞き及んでおります。私も平成28年6月の一般質問をいたした中で、答弁として地域再生計画を策定し、積極的に申請をしていきたい旨の答弁をいただきました。その後の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（関 悦子君） 西原企画政策課長。

〔企画政策課長 西原周二君登壇〕

○企画政策課長（西原周二君） ふるさと納税の成果を評価し、さらなる取り組みをとのご質問に対しまして順次ご答弁をさせていただきたいと思います。

ふるさと納税については、町長の議会開催挨拶でも申し上げましたとおり、当町でも資産性のある特産品の取り下げ、返礼率を3割以下とし、返礼品だけで寄附を募ることのないように心がけてまいりました。

特産である果物を中心とした農産物の魅力を最大限にお伝えする工夫を農家の皆さんに取材をさせていただき、民間事業者さんの事業支援を受け、情報発信をし、ふるさと納税事業を実施してまいりました。これらの取り組みにより、職員みずからが事業の見直し、改善、いわゆるPDCAサイクルを回すことができるようになり、2月末現在の実績、昨年度と比較しますと、金額で1.7倍、約1万1,000件、1億7,000万円の寄附をいただいております。

その内訳ですが、ブドウを中心とした農産物の返礼品は件数で9,000件、寄附額で1億2,000万円、割合にいたしますと、件数で約8割、金額でも約7割が農産物に対しての寄附となっています。栗菓子等加工品の返礼品は約2,000件、寄附額は4,800万円となっています。農産物につきまして、詳細を申しますと、シャインマスカット等のブドウが約3,300件で4,600万円、リンゴが1,300件で1,300万円、桃が約2,500件で3,000万円、いろいろな果物を旬の時期にお届けする頒布会方式が約300件で2,500万円の寄附金をいただいております。このほか、栗が約1,000件で1,100万円、サクランボ、梨等で約200件、300万円のご寄附となっております。

次に、返礼品の滞在型メニューと果物の収穫体験メニューの成果についてのご質問ですが、滞り型メニューについては、現在、町にお泊まりいただき、町内を散策していただける滞在コースをご用意させていただいております。滞在コースにつきましては、2月末までに約80件、700万円のご寄附をいただき、小布施町にお越しいただき、楽しんでいただいております。

収穫体験を行う寄附メニューですが、農家さんと交流いただくブドウの収穫体験や稲刈り後に小布施町産の野菜とお米で食事のおもてなしをする稲刈り体験メニューを寄附メニューとして追加をして寄附をお願いしてまいりましたが、メニュー化する時期が遅くなったことなどにより、ご寄附をいただくまでには至りませんでした。体験メニューはどの市町村も苦戦しているとの情報があり、平成30年度は収穫体験にさらなる付加価値をつけるなど、小布施町が目指している交流による農業振興をふるさと納税事業を通じて実現してまいりたいと考えております。

ふるさと納税につきましては、小布施町の魅力をお伝えし、小布施ファンになっていただく。ふるさと納税を通じて町の産業振興を図っていくという基本方針に加え、いただいた寄附金を町の施策や町民の皆さんのためにいかに有効に使わせていただくかを考えてまいります。

寄附金の使い道を具体的にプロジェクト化し、プロジェクトに共感いただいた全国の皆さんから寄附を募るガバメントクラウドファンディングも積極的に取り組んでまいります。引き続きふるさと納税事業にご理解と協力をお願いいたします。

3点目の企業版ふるさと納税のその後の取り組み状況についてのご質問ですが、企業版ふるさと納税は平成28年度税制改正において、地方創生応援税制として創設され、平成31年度まで適用される制度で、地方公共団体は事業費を寄附金で賄うことができ、企業側も寄附金

額の約6割相当の税制上の優遇措置が受けられ、地方創生にも寄与することができるというものです。

この税制を活用するためには、町の総合戦略に位置づけられた施策をまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として企画立案し、企業に事業の相談を行い、寄附の見込みを立てます。相談をした企業から、この事業に対する寄附を行う内諾が得られれば、内閣府に対し、地域再生計画として申請をして認定を受けます。この地域再生計画は、最低でも3年間の事業期間を持って申請する必要があるとあり、総事業費を明記する必要があります。寄附される企業側としても、単に税制上の優遇措置を受けられるだけでなく、社会貢献のイメージアップにつながることを期待しますので、これらが実現できるよう事業内容を企画提案する必要があります。

現在、小布施町としましては、全国でも初めてとなる道整備の手法として行う国道403号の整備とあわせた沿道空間を活用した地域活性化事業が対象にならないかということを検討し、内閣府地方創生推進事務局にも相談をしております。

この事業は、国道として整備する範囲が確定し、かつ沿道にお住まいの皆さんのご理解、ご協力がなくては実現できない事業です。平成30年度から国道403号の整備事業が本格的に動き出します。企業版ふるさと納税は、現時点で平成31年度までの制度となっており、地域再生計画の申請は年3回と時期が決められています。申請するタイミングによっては、補正予算のご審議をお願いすることもあると考えており、機を逸することなく進めてまいりたいと思いますので、ご理解お願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 小渕 晃議員。

○9番（小渕 晃君） ただいま西原企画政策課長の答弁の中で、総額1億7,000万円のふるさと納税があったという報告をいただきました。1億7,000万円というのはざっくりとして、約1億円が町の税収になり、約5,000万円が農産物等々小布施町の産業振興に貢献したことになります。大変ありがたいことでありまして、担当の職員にとっては大変かもしれませんが、よりいい知恵を出して進めていただきたいと思います。

それから、企業版ふるさと納税の中で、今日お聞きすると、国道403号の整備とあわせた沿道空間を活用した事業にチャレンジしたいというふうなことであります。これもまさに小布施町が全国に先駆けて車優先ではなく、人が優先な道づくりに取り組んでいる、そこへ企業版ふるさと納税が合わさってくるということになれば、まさに素晴らしいことだと思いま

す。これもそんなに簡単な問題ではないと思いますが、これもぜひ頑張って実現させていただきたいと思います。

それから、普通のふるさと納税というのは納税される方がネットで申し込んでできるんですが、滞在型というものになりますと、ご本人、あるいはご家族がみずから東京だったら新幹線なり車で小布施に来ていただくということ。収穫型もわざわざ小布施へ出向いていただき、来ているものにかえて体験するというふうな、そういう意味では、大変労力の要る、あるいは資金のかかるシステムであります。これはもう取り組む側としても大変ではありますが、まだまだいろんな付加価値をつけて取り組みたいというような、今のお話であります。

物と物のことも大事なんですけど、それ以上にやはり小布施においでいただき、小布施の方々のおもてなしを受けていただく、それも大事だと思いますので、この辺も極めて大変なことを承知はしておりますが、やはりしっかり対応していただくことを期待しております。その辺についてのお考えを教えてくださいたいと思います。

○議長（関 悦子君） 西原課長。

○企画政策課長（西原周二君） 再質問にご答弁をさせていただきたいと思います。

農作物の収穫体験のメニューにつきましては、本年度29年度日帰りのメニューで想定しておりました。今、議員ご指摘のとおり、わざわざ小布施にお越しいただきまして農作業、収穫体験をしていただくという中では、日帰りでお越しいただくというのはかなり大変なことではないかと思っております。

そういった中で、新年度におきましては、宿泊業をされている皆さんや農家の皆さんのご協力がなくしてはできないんですけれども、お泊まりいただいて収穫体験をしていただき、また夜は農家の皆さんと交流をしていただくというようなことも考えてまいりたいと思っております。また、できれば、例えばリンゴの木のオーナーのような形になっていただいて、自分の木として手入れをいただいたり、収穫体験をいただくというようなことにも発展できればよろしいのかなということも考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（関 悦子君） 以上で小渕 晃議員の質問を終結いたします。

◇ 川 上 健 一 君

○議長（関 悦子君） 続いて、5番、川上健一議員。

〔5番 川上健一君登壇〕

○5番（川上健一君） それでは、通告に基づきまして質問させていただきたいと思います。

農地を維持できない現況の打開策はということですが、昨年12月初めに小布施土地改良区から、松北地区の畑地かんがい施設の改修工事について関係する皆さんに対し説明会が開かれました。

この説明会の中で、関係者の中からは、高齢化しているみずからの状況や後継者がいない状況から、今回の改良区の改修工事について、お金をかけて農業をさらに維持していくことに意味があるのかといった意見やこれ以上金をかけるなら土地改良区をやめさせていただきたいなどといった大変厳しい意見が出されました。また、町に対しましても、これからの農業をどう考えているのか、都市計画法の見直しはしないのかといった意見も出されました。

農家の皆さん全体として高齢化しており、共通して後継者育っていないという非常にせっぱ詰まった状況やこれまで一生懸命農地維持してきたけれども、いよいよみずからの手には負えない状況になってきているという、そのような厳しい状況に小布施町の農業があることを改めて受けとめさせていただいた説明会でありました。

小布施町は都市計画法の網かけがしてある以上、農家の皆さんは農地を農地として維持していく道しかありません。説明会に出席された皆さんは元より、出席されなかった農家の大方の皆さんも農業を続けていくためには、かんがい施設の改修工事は進めざるを得ないものと考えているとは思いますが、このような農家の閉塞した状況を何とか打開する方策を見出していかなければならないと考えます。

そこで1つ、農業が維持される環境を整えなければ不耕作地や有休荒廃地が急増する可能性があるが、町として打開策を考えているのか。

2つ目として、農業従事者の高齢化や後継者がいないなどの状況から、農地を農地として維持できない現況となってきております。都市計画法による線引きも早急に見直さなければいけない時期に来ていると思うが、町はどう考えているのか。

以上です。お願いいたします。

○議長（関悦子君） 竹内産業振興課長。

〔産業振興課長 竹内節夫君登壇〕

○産業振興課長（竹内節夫君） それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、農業が維持されなくなってきているのではないかと、そういう環境において町としての打開策についてでございますが、一番はやはり農業というものが働く方にとって魅力あ

る産業であるということに尽きると考えております。これを基本に町としての施策を展開してきているという状況でございます。

ここ数年では、まずソフトの面ではブランド戦略事業、あるいは先ほどのふるさと納税ですとか、小布施町という特色を活用していただきまして、農産物の販売拡大といったものに力を入れてまいりました。ブランド戦略事業では今後、町内の飲食店の皆さんとも連携を現在模索しております。そういったことで、今取り組んでおりますブルムリー、チェリーキッス、そういった産物の産地であるということにより一層強く全国に向かって情報発信していく、果樹産地としての知名度の拡大を図ってまいりたいということで取り組んでございます。

ふるさと納税につきましては、先ほどご答弁申し上げたものでございます。

また、これは予定でありますけれども、新年度事業の中で、先ほどT P P関連対策でも申し上げましたが、農家の皆さんが意欲を持って農に取り組める環境づくり、これは早急に構築したいというふうに考えております。そこで営農に今後も取り組むんだという農家の皆さんによりましてプロジェクトを立ち上げ、これからの時代に即した農業の方向性といったものの、関係する皆さんで模索しながら、まずは農家自身の足腰の強化策といったものにつなげてまいりたいというふうに考えております。

これも行く行くは、果樹栽培環境の強化、こういったものにもつなげていくことで商工業、あるいはその町の特色である観光事業者さんとの連携といったもの、こういったことも図りながら、町農業が今後、総合産業として確立した雇用体系を持つんだというふうに取り組んでいきたいと思っております。

それから、人の話でありますけれども、新規就農者の確保もこれまでも進めてまいりました。現在、若い皆さんを取り巻く就職環境なんですけれども、非常に売り手市場で推移しております。地方で就農したいという若者が減少しておると、こうした環境ではあるんですけれども、先ほど申し上げた町農業の魅力といったもの、こういったものを今後の人材確保策にもつなげることで、若い皆さんの確保対策といったものにも取り組んでまいりたいと思っております。

それから、ハード面であります。土地改良区のお話が出たわけなんですけれども、やはりこれは農業にとって欠かすことのできない大切な水資源を取り扱っていただく事業でございます。これらにつきましても、町としましても、今後も必要な支援といったものは継続してまいりたいと考えております。こうしたソフト、ハードの両面から農業で生計を立て、また従事される皆さんが意欲を持って取り組める環境づくりをこれまで以上に力を注ぐことで、

町農業の活性化に向け、現状改善の打開策として進めてまいりたいと考えております。

それから、営農がなかなか厳しくなった農家の皆さんへの救済策として、都市計画法の線引きの見直しもあるんじゃないかというご指摘かと捉えます。都市計画法に基づく線引きは、町における市街化区域内での秩序ある開発と、それから、もう一つ農業振興地域の整備に関する法律によりまして、町では農振法に基づく農振整備計画の網もかけております。こちらは農地の保全を目的にしまして、昭和46年の制定以来、計画の趣旨であります市街化区域と調整区域の秩序あるすみ分けと、それから農地における開発の抑制といったものにつなげてまいりました。

現在、町内農地の現状でありますけれども、今年度の農地パトロールによります遊休農地面積、これは16.5ヘクタールをカウントしました。こちら前年の11.3ヘクタールから増加しております、ここ10年の間では2番目に高い面積となっております。

町の農地基本台帳による農地面積が812ヘクタールで、こちらに対する16.5ヘクタール、この遊休率でありますけれども、2%ということで、これは県下市町村の中ではかなり低い水準というふうに認識しておりますけれども、決して放任をしていいというものではないということで取り組んでまいりたいと思っております。ご指摘のように、急速な従事者の高齢化などによりまして、農業離れは進み、現在耕作する農地を今後も維持、継続することが難しくなっている農家も出ていることは認識しております。また、この傾向が強まってくるのではないかという懸念もしております。

こうした状況に対しまして、町では平成28年度から農地専門相談員を配しまして、県の事業であります農地中間管理事業も活用しながら、農業経営を拡大しようという意欲ある担い手農家の皆さんを中心に、農地利用の集積といったものを進めてまいりました。

ことしの5月からは、新しい農業委員会制度への移行によりまして、新たにこうした農地の流動化に取り組んでいただく、現場に出向いて農家の皆さんの声をお聞きして、農地の流動化に取り組んでいただく農地利用最適化推進員さんを委嘱する予定でございます。農業委員会の役割が従来にも増して重要になる中で、農地利用最適化の推進のため、これまで以上にご活躍をいただくことを期待しているところでもあります。また、あわせて町としても、こうした事業には積極的に取り組まねばならないということも感じております。

それで、実際では荒廃しているんじゃないかということになるわけですがけれども、市街化調整区域における農地の多面的な活用というものに関しましては、先の12月議会におきまして、都市計画法第34条第11号によります市街化調整区域の開発推進に関するご質問に対しまして、

適切な人口確保の観点から、これは積極的に進めたいとご答弁申し上げております。これは市街化調整区域内である農地でありましても、既存の集落に接続しているとか、農振、農用地の規制がかかっていない、いわゆる白地と言われる土地については、一般住宅への転用も可能とする規制緩和として行っておるものです。このように町としても、農地の有効活用に対しましては、これを行いやすい環境を図ってきているというふうに思っております。

今回のご指摘は、この農地転用可能エリアをさらに拡大、あるいは転用条件の緩和ができないかということと捉えておりますが、これは人口増加の面から見ると、必要なこととは思いますが、農業振興の面から見た場合、農家の皆さんが継続して営農しやすい環境づくりとは、若干相反する面や、それから良好な農村景観の保持という面からも懸念が生じるとも思っております。やはり一定の秩序、あるいはルールの中で検討することがまずは必要ではないかなというふうに感じております。

このため、まずは今ある枠組みの中で行える対策、これをより積極的に実行することで、残念ながら離農をしたいと希望する農家の皆さん、農地を手放したいという皆さんが安心して離農できる仕組み、あるいはこうした皆さんの持っていた農地をきちんと中核的農家の皆さんに集約できる仕組みづくり、これを働きかけていくということが町、あるいは新たな農業委員会としての重点的に取り組む事項というふうにと捉えております。

農業委員会でも、毎年農地巡回を行いまして、耕作がされなくなった農地の把握に努めると共に、こうした農地の所有者の方に適切な維持管理をお願いしてまいりました。今後は離農が見込まれる農家にその維持管理をお願いするとともに、先ほど申し上げました開発が可能な区域といったものも設定してございます。こうした区域内にある農地との交換なども視野に優良農地の保全といったもの、あるいは3411の区域内における開発の推進といったもの、こういったものが取り組みが図れるように進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（関 悦子君） 川上健一議員。

○5番（川上健一君） ただいま答弁をいただきましたが、私が感じているところというのは、いろいろ農業振興課も対応はしていただいているんではありますけれども、結局農業を担っていく皆さん方の高齢化とか、それから随分長いこと後継者が育ってきていないということがずっと言われてきていたけれども、いよいよもうかなりせっぱ詰まった状況まできているという、そういうところですね。要するにもう待たなしの状況なんだよと、そういうところですね。落ちついて何かこれからまだ対応していきますよというような状況じゃないな

と。もういよいよ市街化区域内、あるいは調整区域内でも、もう遊休荒廃地がばらばらと出てくるという状況、私の身の回りでも、もうすぐ近所の方が二、三軒、もう既にお手上げと、もう今年切っちゃいますよと、そういうような状況が生まれつつあるんですよ。

それ安閑として見ているような状況じゃないというところまで来ているということからすると、農業委員会で今回、新しく体制が新年度からは農地中間管理機構というようなことで、最適化推進委員の方が何とかしていこうというような方向に向けて動いていただかないと、困るわけなんです、ところが受け皿というのが手を挙げていただく方、要するに農地を受けるそういうつくり手というのがいない状況で受け皿をつくりたいんだけど、じゃ、誰が手を挙げるんだという、そういうところまで来ているわけですよ。

いろいろ考えたり、方策考えるんだけど、実際には受け手がないんだよね。そういうようなところまで来ているということからすると、農地法だとか、それから都市計画法だとか、50年前につくられた状況とは全然違うんだ。そういうところを把握して、これはもうだめだと、国や県にこんなものいつまでやっているんだと、もうだめですよと、確かにまだ農業やっている方はいますよ。いるけれども、そういった皆さん方に今の小布施町においては、そういう皆さん方に維持していただかなきゃならないのは当たり前の話だけれども、もうバンザイ、手を挙げている皆さんにまだ何とかしろよなんていうことはできる状況じゃない。

そうすると、県や国にこれちょっと変えてくれと、そういうことを言わない限りはこんな変わらない。我々これ議員としても、これちょっと責任あることだろうと思います。議員もこれ動かないと、こんなもの変わらねえなというふうに思っています。

そういうふうなことで、農地法についても、それから都市計画法についても、小布施町において半径2キロしかないんで、これはもうとんでもない状況になってくるんだろうと思います。もうつくれない状況だと、農地がばたばたその辺に放置されて遊休荒廃地というのがどんどん増える、景観も悪い、観光客が来ても、そこに緑がない状況というのは草だらけ、あるいは木もそこに植わっていても、消毒もされないで、枯れたみたいな幽霊何とかみたいな、そんな状況が生まれます。

そういったことで、町としても県にもうちょっと都市計画法に関してご理解をいただいて、小布施町こういう状況になりつつあるよと、ほかの町とちょっと違う、もうどんどん悪化しちゃうと、そういうことを訴える必要があると思います。そういったことで、そこら辺についてお考えどうでしょうか。

○議長（関 悦子君） 竹内課長。

○産業振興課長（竹内節夫君） ただいま非常に厳しい現状をいただきました。

それで、町としても安穩としてやっている状況じゃないだろうということでありまして、決して安穩としてやっているというつもりはございません。先ほど申し上げましたとおり、さまざまな手を打って、やはり農業に取り組むという意欲のある方々に対してそういった皆さんが今後、安心して営農できるような環境づくりといったものをまずは第一義に進める必要があるだろうということに取り組んでいるということをご理解いただきたいと思います。

とはいいいながら、実際に議員ご指摘のとおり、もう高齢化によって農地を手放すんだと、手放しているんだと、もうできないよと、バンザイしちゃうよという方も出ているということ。これは先ほどもお話しさせていただいたとおり、我々も認識はしてございます。では、その中で今回ご質問にありました町の土地利用のあり方をどうするんだということかというふうに私、思うんですけれども、そういう皆さんの声を聞いて、今後の町の農地の利用のあり方を考えるかどうかということになると思うんですね。

といいますのは、やはり今ある計画、都市計画法、あるいは農振整備計画、これはやっぱり小布施町という地域にあって、その土地利用の適切なあり方を定めたものであるというふうに認識しております。これが例えば昭和四十何年に定められたものなんですけれども、それによって、今の小布施町の市街地の形成、景観の形成、あるいは調整区域内における農地の景観の形成といったものが当然されてきているというふうに捉えております。

これを農業がだめになってきたから、その計画の見直しをしろということは、果たしてそれでいいのかということをご正直感じております。確かにそういったことも、今後の土地利用のあり方を見直しの一つにはなるとは思うんですが、それだけではないと、やはり先ほど来申し上げた都市区域の開発ですとか、そういったものも含めたもっと大きな視点の中で、やはりそういったものを進めていく、小布施町全体としてこれからの土地利用をどうするんだというその議論にのっとなって見直すべきものは見直す必要があるのではないかなというふうに感じております。

ですので、今回農業経営が難しくなって、農地がどんどん荒廃化しているということだけで線引きの見直しということではなく、もっと大きな視点の中で、その土地利用のあり方といったものは検討すべきではないかなというのが農政サイドとしての見解でございます。

ちょっと答弁になっているかどうか不明ですけれども、以上です。

○議長（関 悦子君） 川上健一議員。

○5番（川上健一君） 農業がだめになってきているというんじゃなくて、農業の担い手がいなくなってきたおるといことなんです。農業の現状というのは、確かに頑張っている人たちもいる、だから頑張ってやってもらわなきゃ困るし、だけれども、そういう方々に全部受けてもらえるかといったら、そうはいかないですよ。私も農業やっていますけれども、何とか受けられるものは受けて何とか維持していきたいと思っていますけれども、手いっぱいですよ。そういう方々結構多いんですよ、手いっぱいの状況になっている。

そういう方々、数少ないわけですよ。大方の方は、もう先日もこの土地改良区の説明会の中で、俺もう年だと、もう息子もいないし、誰もやってくないと、どうするんだと、俺、嫌だよと。そういうことを受けとめていただいて動いていただかなければ、だめだということなわけで、その辺のところですよ。

町として、それをどうするのかという、やっぱりちょっと見直しをかけるという、線引きの見直しもそれこそ10年単位ぐらいでどんどん進めないと、あちこちに出てくるのをそれを放置するんですか。宅地で売っていく、要するに宅地をどんどんある程度進めなきゃならないよという状況ですよ。50年前とは全然違うという状況ですよ。農地を一生懸命守っても、受け手がないということ認識しなきゃいけないと思いますよ、無理がある。田んぼとかあの辺で宅地を進めろなんて、それは無茶な話ですけども、小布施町半径2キロしかないんだよ。その中で農業をやっている皆さんだって、農業を一生懸命やろうとするけれども、家が建てば、消毒だって気使ってやらなきゃならない状況が出てくるわけですよ、やりにくい状況なんだ。

状況がそういう状況の中だし、年とってくれば、もうちょっと俺、いつまでできるかわからない。来年やれるかどうかわからんというような状況になってきている、そういう方が多い。そのことを把握して、やっぱりこれじゃ農地としては維持できないなと、そういうことを受けとめて政策を打っていかなきゃならないでしょと、私はそういうふうに申し上げているんですが、その辺のところどうでしょう。

○議長（関悦子君） 竹内課長。

○産業振興課長（竹内節夫君） そのところ、先ほどご答弁させていただいたかなというふうに思っていたんですが、繰り返しになるかもしれませんが、確かに議員おっしゃることとおおりだと思います。我々農業振興地域においては、農地を農地として保全したいと。とはいいながら、おっしゃるとおり、農家の受け皿がいなくなっていく中で、荒廃化といったものも進んでいると。じゃ、これをどうするかということに対してですけども、先ほど申し

上げた市街化調整区域であっても、一般住宅化が可能なエリアといったものを指定させていただいたわけですね。

ですから、そのところは、まずもう町としても開発を行いましょうということで合意している区域でございますから、まずはそういった土地と、例えば俗に言う青地で荒廃化が進んでしまったということに関して、これをならば交換、等価交換という形が一番いいんでしょうけれども、そういう土地の流動化といったものを今後の施策の重点として取り組んでまいりたいということでございまして、そういった役割を担うところに新しい農業委員会委員制度の中に組み込まれた最適化推進委員さんという方もいると、それから町単独としても、相談専門員さんという方も設置しまして、いわゆる農家の皆さんが先ほど申し上げたとおり、安心して農地を手放す、これ実は農業委員会が2年前に行った調査では、やはり農地は農地として維持したいという方が半数ほどいらっしゃいます。

ですから、そういった意向を持っている皆さんが安心して離農できる環境づくり、これにはやはり開発をしていい土地、あるいは開発は抑制すべき土地、こういったことの交換というのが一番行きやすい手法だというふうにも捉えておりますので、そういう農地の流動化を今後もより積極的に推進していきましょうというのが現在、町として考えている施策でございます。

それから、前段ご指摘のありました担い手がないんだということでもありますけれども、確かに担い手は非常に不足しております。町としても、より一層担い手確保といったものには取り組まなければならない。そのことに関しては、冒頭申し上げたやっぱり農業が働く人にとって魅力ある産業になる、そういった必要があるんだと。これはやっぱり一朝一夕にはなかなか難しいんじゃないかなということで、現在取り組んでいる事業、これらをさらに進めてまいりたいということでございます。

ちなみに現在、町では、国が新規就農者支援制度に対する助成事業といったものを出してから、今年度現在ですけれども、15名の方が新規就農として就農されておまして、こういう皆さんへの今の農地の集約率が約12ヘクタールでございます。ですが、これからの社会動向の中で、このペースで進むかどうかというのは、非常に難しい部分あるんですけれども、やはりそういったものもあわせて町としても進めてまいりたいというふうには思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 川上健一議員。

○5番（川上健一君） やりとりもなかなか……、農家の皆さんが実際のところ、どういう将

来展望を持っているのか、ちょっと意向調査、町としてもしっかりして受けとめて前に進めてほしいなと思います。そういうことで、今回はちょっと締めさせてもらいたいと思いますが、意向調査、とにかくよろしくお願いします。

以上です。

○議長（関 悦子君） 産業振興課長。

○産業振興課長（竹内節夫君） 意向調査、農家の現状をきちんと把握しなさいということだと思いますので、これはもう当然に2年、3年というスパンで農家の皆さんの意向も変わっていくんじゃないかなと。

ただいま申し上げた農業委員会では、2年前に意向調査を行っています。これをまたベースにこれからの新しい農業のあり方といったものも、町としても模索するつもりでもおります。そういったもの下地と基礎と数値とするためにも、そういった農家の皆さんの本当に今、何をお考えになっているか、今後どうしたいかということについては、きちんと把握してまいりたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（関 悦子君） 以上で川上健一議員の質問を終結いたします。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。

再開は午後1時の予定でありますけれども、放送をもってお知らせいたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（関 悦子君） 再開いたします。

◇ 関 谷 明 生 君

○議長（関 悦子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番、関谷明生議員。

〔11番 関谷明生君登壇〕

○11番（関谷明生君） 3月会議一般質問を通告に基づき逐次質問を行います。

1 点目は、長野県国民健康保険運営方針への本町の対応について伺います。

国民健康保険は、75歳未満の自営業者、農家、年金生活者、非正規労働者などが主な加入者として市町村ごとに運営されてきた公的医療保険です。しかし、高齢者や低所得者の割合が高く、医療費支出が保険税収入を上回る赤字構造を抱えています。また、税金から赤字を補填する例も見られ、国は2018年度に財政運営主体を都道府県に移管し、財政の安定化、赤字解消、広域化による事務効率を進めるとしています。

今回の国保制度改革において、県が市町村との共通認識のもと、国保を運営するための統一的な国保運営方針を定めることになりました。昨年12月22日にその運営方針が策定されました。基本的な考え方として、医療保険制度の根幹である国民健康保険制度を持続可能なものとするため、国民健康保険の財政運営を都道府県単位化して安定的な運営を図る、つまり県民が必要とする医療サービスを安心して受けられる制度を目指す、制度改革の基本理念が示されています。

その目指す姿として、都道府県単位化による財政安定化を図り、保険料の変動リスクを軽減すること。県内加入者の負担の平準化を図り、将来的には保険料水準の統一を目指すこと。県民の疾病予防を進めることによって、医療費の適正化に取り組むこととしています。

また、そのポイントとして、1つ、保険料負担水準のあり方として、統一に向けたロードマップを市町村と意見交換しながら、方針の次期改定時期、3年後までに検討する。2点目として、保険料負担に対する配慮として、激変緩和措置を実施する。3点目として、保健事業の積極的推進と医療費の増加抑制に新設される保険者努力支援制度の活用や保健づくり県民運動ACE、「アクション・チェック・イート」、その頭文字のACEプロジェクトの推進などが明記されています。改正制度では、各市町村が県へ納める国保事業費納付金の額や標準保険税率を県が提示ことになっています。この納付金額をもとに市町村は保険税率を決定することになっています。これらを踏まえ、本町の考え、対応についてお伺いをいたします。

平成30年度から県へ納める国保事業費納付金の額は、また県から示された小布施町の標準保険税率と現在の町の現行税率との差異はどうなのか。また、この納付額と標準保険税率は毎年県から提示されるものなのか、それとも運営方針の3年間この保険料率でいくのか、お伺いをしていきたいと思います。

本年、2月13日の議会全員協議会に示されました資料によりますと、県から標準保険税率が3方式と4方式が提示されていました。運営方針では今後、3方式に統一していきたいと

いう考え方が示されておりますが、その統一がどうなのかお聞きをしたいと思います。それから、激変緩和措置が講じられていますが、その内容についてお聞きをしたいと思います。

町国民健康保険財政調整基金の年度末基金残高は、平成20年から23年には2億900万円余で推移をしておりました。また、24年、25年には1億7,900万円で推移しておりましたが、平成26年、27年に保険給付額が非常に増加いたしまして、財政調整基金が3,600万円まで急減をいたしました。この状況を鑑みて平成28年度から保険税率が引き上げられ、平成28年度には6,700万円の基金が、また今年度末には1億7,900万円になる見込みとお伺いをいたしました。

一般会計の財政調整基金の適正額は、一般的に標準財政規模の10%だと言われておりますが、国保の財政調整基金の適正額の目安はどういう観点で考えられておいてかお聞きをしたいと思います。

次に、本年1月7日に開催された町の国民保険運営協議会が県から示された保険税率は、町の現行税率を下回っておりましたが、国保税据え置きに至ったということが報じられました。その経緯につきましてお聞かせ願います。

○議長（関悦子君） 久保田副町長。

〔副町長 久保田隆生君登壇〕

○副町長（久保田隆生君） それでは、関谷議員の長野県国保運営方針への対応についてお答え申し上げます。

最初に、県への納付金の額、また県が示す標準保険料率との関係でございます。

国民健康保険事業につきましては、今、議員がご指摘のとおり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保のため、平成30年度から県が財政運営の責任主体となります。県は市町村ごとに標準税率を決定し、市町村は県が決定しました国保事業費納付金を県に納付することとなります。県から示されました平成30年度の小布施町の1人当たりの標準保険税率は年額12万4,920円であります。現在の町の税率で計算いたしますと、税率で計算する年額は12万5,622円ありますので、県の保険税につきましては、町の保険税を702円下回る結果となっております。

また、県への保険事業費納付金につきましては、昨日公表がされておりますが、示されたこの納付金については、3億3,130万円ほどでございます。県における標準保険税率につきましては、市町村ごとの被保険者数、世帯数と所得水準による案分、平成26年度から28年度の3年間の医療費水準、前期高齢者交付金など、こういった要素を精査いたしまして算定を

しておるところでございます。

なお、県への納付金の額及び標準保険税率につきましては、毎年示されることとなっていることですが、3年で終わるかどうかについては、確認して報告させていただきます。

次に、今回標準保険料率が3方式と4方式で示されているという関係でございまして、今後、3方式に統一されるかということでもあります。

現在、県内では長野市、松本市、軽井沢町が所得割、均等割、平等割の3方式を採用しております。残りの74市町村は、これに資産割を加えた4方式を採用しております。4方式、いわゆる資産割があることのメリットでございますが、これは固定資産にかけるものでございますので、変動の少ない保険税収入を見込めることであります。一方、資産割は利益を生まない居住用などの資産も課税対象となっていることから、賦課に対する抵抗感も考えられます。また、所得が少ない被保険者に資産割が賦課された場合、低所得層の負担感が大きいことなどが挙げられるわけでもあります。市町村の保険税率は、市町村が国保運営協議会での答申を踏まえて条例で定めて決定してまいります。

県は、県内市町村の標準税率については、当面は決定しないという方針でありますので、しばらくはこの3方式に統一されるものではないというふうに理解しているところであります。

次に、激変緩和の措置について申し上げます。

激変緩和措置につきましては、新たに県が財政運営の主体となり、市町村が県に徴収した保険料を財源とする納付金を支払うこととなったため、平成28年度と比較して、保険税の負担感が急激にふえるのを緩和するために導入されたものであります。1人当たりの保険事業費納付金が平成28年度と平成30年度の見込み額を比較いたしまして、一定の割合以上に増加した市町村が激変緩和措置の対象とされます。当町も対象となりまして、平成30年度は1人当たり1万1,487円の緩和措置がされたところであります。これによりまして、1人当たりの保険税は、先ほど申し上げました12万4,920円から緩和措置の1万1,487円を引いた11万3,433円となってまいります。

なお、激変緩和措置は原則6年間の時限措置でありまして、緩和の規模につきましては、年々少なくなっていくとされております。

次に、財政調整基金の適正額についてでございます。

議員がおっしゃったこととダブりますが、財政調整基金につきましては、平成20年度末に

は2億980万円ほどあり、以後、平成23年度末まではほとんど取り崩すことなく推移してまいりました。しかしながら、いわゆる心臓病や脳卒中など、高額な医療費を必要とするケースが多いときは保険税だけでは賄い切れず、平成24年度には3,000万円を基金から取り崩しております。翌年ほとんど取り崩しは行いませんでしたが、26年度には6,500万円余り、平成27年度には7,800万円余りを取り崩すこととなり、平成27年度末の基金残高は3,617万8,000円となりました。

平成28年度と29年度は医療費が抑制されたため、28年度には3,100万円余り、29年度には1億1,000万円余りの基金を積み立てることができまして、29年度末、今年度末の基金残高は1億8,000万円ほどの見込みであります。この20年度末以降の取り崩しの最も大きかったのは24年度から27年度にかけてでありまして1億7,200万円であります。この4年間につきましては、2億円ほどの基金があったことから税率を改正することなく対応できてきたわけでございます。こうした過去の動向を見ますと、当町におきましては、やはり最低2億円ほどの基金を積み立てておくことが国民健康保険の安定した財政運営に今、必要と考えるところであります。

国民健康保険における保険給付費は、平成30年度予算で8億7,000万円当たりでありまして、1カ月当たり7,200万円となります。この金額は過去最大の取り崩し額でありました平成27年度の7,800万円に近く、2億円につきましては、3カ月分の保険給付相当額となりましたので、安定した財政運営を図れる数字と2億円については考えるところであります。

なお、基金は医療費の増加等の予期せぬ支出の増や保険税収納不足等の予期せぬ収入の減などに対応してまいりましたが、平成30年度については、県の基金からの対応ということになっております。しかしながら、まず基金の給付費が不足したときには、町の基金から取り崩しを行いなさいということでもあります。

次に、町国民健康保険運営協議会が国保税据え置きに至った経過でございます。国民健康保険の運営につきましては、被保険者代表、保険医または薬剤師代表、広域を代表する者から成る国民健康保険運営協議会において、その事業について審議をいただいております。平成30年度からは、国民健康保険の運営主体が長野県となり、標準税率が示されることから、昨年12月に町長から町の国民健康保険税について諮問を行いまして、運営協議会で審議をいただき、本年2月に答申をいただいております。

答申の概略を申し上げますと、町の保険給付費の推移を見ると、平成26年度の約9億4,000万円をピークに、平成27年度は約8億8,000万円、平成28年度は8億3,000万円と減少

傾向を示している。国民健康保険会計の単年度収支も平成28年度は黒字に転じたところであり、これは被保険者の皆様の健康づくりに対する意識の高まりや医療機関等の関係者の皆様のご尽力に加え、平成28年度に行った税率改正が影響していることが考えられる。今回のこの諮問については、国民健康保険の財政責任主体となる県から示された標準保険税率を鑑みた保険税率の是非が趣旨であると。近年の総給付費の減少や標準保険税率が現在の町の保険税率より低いことから、保険税の改正も検討したが、いまだ保険給付費が減少する状況よりも増加する要因のほうが大きいと判断し、改正は見送るべきという結論に達したということでございます。

今回、県から示されました激変緩和前の1人当たりの保険税と町の保険税の差額は702円ということでありました。このことから、平成28年度に行った税率改正で推移した保険税はほぼ見込みどおりであったと考えているところであります。

これらを踏まえ、平成30年度は国保の制度改正の初年度であり、激変緩和の措置も含め平成30年度以降の動向が不透明であることなどから、国保運営協議会の答申も踏まえ、保険税の改正を行わなかったものでございます。

以上でございます。

○議長（関悦子君） 関谷明生議員。

○11番（関谷明生君） 今、平成30年度の県への納付金は4億630万円という形で、県の方から提示があったと。そして、今年度の国民健康保険税の徴収は3億6,600万円余という形で、納めるお金よりもいただくお金の方が約4,000万近く不足するわけですね。これは多分一般会計からの繰り入れでその差額分を賄うという、そういう予算編成になっているというふうに理解をするわけですが、それで間違いないのか、ご回答をいただきたいというふうに思います。

それと、納付金額や標準保険税率が毎年変わるということは、ある面でこの制度を運営していく上で、毎年毎年保険をいただく額が変わること自体、非常に問題があるのではないかなというふうに感じます。やはり最低でも3年間は、同一保険税額で負担をしていただき、その中で運営をしていくというのが道筋ではないかというふうに考えますが、その点についてのご見解を伺いたいと思います。

それから、財政調整基金ですが、今回、県に給付事務が移管されるわけですので、支払いに対しての財政基金ではなくなって、例えば保険税額が集まらなかった場合にその補填とか、ちょっと今までの基金の役割と違うのではないかなというふうに感じています。ですから、

そういう上で、今2億円が適正な規模であるというふうにご回答をいただきました。今年度末では約1億7,900万の積み立てができるということで、大分2億円に近い基金が造成されるということです。

ある面で基金が造成された後の収支がどういう形になるか、まだ不透明な点があるわけですが、そこにある面での安定的な収支が形状された場合には、もう基金の積み立てができますので、今度は保険税率をまず第一に引き下げる方向で検討されていくのかどうか、ご質問をさせていただきたいと思います。

○議長（関 悦子君） 副町長。

○副町長（久保田隆生君） 再質問にお答え申し上げます。

予算措置の関係は、いわゆる4億円を保険の県に納める納付金として計上してございます。この予算編成につきましては、昨年12月から始まっておる中で、県の方針も踏まえまして策定したものでございまして、確実なおおむねの標準の納付金が示されたのは1月の下旬でございます。先ほど申し上げましたのは、3億3,000万ほどの納付金を納めることになったわけでありますが、町のやはり国保の収入と全体の事業費のバランスの中で結果的に県に納める金額と、今示された金額と町の予算の中に7,000万円ほどの差額があるわけでありまして、

これも結果としてそうなったということにはなるわけでございますが、例えば、給付費というのは約8億7,000万ばかりあるわけですが、やはり過去を見ましても、多いときには七、八千万の取り崩しをしておりますので、予算の枠組みの中で、結果として、そういった事態にも県へのお金というのは、これももう確定しておりますので、結果としては、その予算が浮くような形にはなってくるわけですが、給付費自体はこれからの変動も考えられますので、結果とすると、ある程度、それに対応した全体の枠組みにはなっているというふうに考えております。

また、県が示す標準税率とか納付金の額がその都度示されるということについては、またこれも議員がおっしゃるとおり、その年ごとにやはり変わるのはいかがなものかというのはおっしゃるとおりであります。例えば激変緩和という措置がございまして、これも6年間は続くと、最初の年に県の基金を使ってそこに投入されるようなんですが、それも5割以上、かなり8割いくように近い額を最初に投入されるということで、そういったことも踏まえますと、なかなかこの県自体もしっかりとした納付金ですとか、あるいは一つ一つの市町村の納めるべき金額、標準税率ですか、そういったものもまだ定まらない状態と思うわけですね。

ですから、やはり実際に新しい制度になりまして、運用していく中で一つの見通しがはっ

きりつく段階で、議員さんがおっしゃったような形の1年ごとではなくて、やはり複数年の形の納付金の額、あるいは標準税率が示されていくのではないかというふうに考えているところであります。

あと基金につきましても、県の考え方はやはり基金がある市町村については、給付費がオーバーしたときは、まずその基金から取り崩しをなさないと、さらに基金がない市町村については、県の基金を貸しますよと、だから借りるんでまたお返ししなくちゃいけないんですけども、それも3年ぐらいで返さなさいということになっております。これも、今1億8,000万円ほどの基金があるわけですが、やはりその基金を一つの目安として給付費が足りなくなったときにはやはり借りるということは、結果的に標準税率が上がることにつながっていきます。その借りる分を税率を上げて県の方から指示されますので、そういう結果的には上がることになって税金を上げることにはつながってきますので、国保税ですが、ある程度の基金があることで、国保税を上げないで済むのではないかというふうに考えております。

ただ、県から示された標準税率等々踏まえて、一定の安定した国保財政が見込めるということになってきますと、やはりそれも踏まえた中で、国保税率の改正というのは考えていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（関悦子君） 関谷明生議員。

○11番（関谷明生君） 今回の答弁の中で、ちょっと気になった点があるんですが、いわゆる給付義務は県にあるわけですね、保険給付は。支払いが県ができないときに、市町村の積み立てがあるところはそれを補填して給付してくださいというのはちょっとおかしいのではないかなと。あくまでも主体者は県が給付をして、市町村にある財政基金は、これはあくまでも給付の支払いではなくて、そのほかに運営をする上で資本したときに取り崩すという、そういうことでないとおかしいのではないかなというふうに今、そう感じたんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（関悦子君） 副町長。

○副町長（久保田隆生君） 今回の改正は、いわゆる給付等の事務については全て今までと全く変わらないわけですね。だから、あくまで財政全体の運営は県が行いますし、基金もありますから、いざというときは県がその基金を使って、市町村の運営をしっかりとしていくということでもあります。

そういう点で考えると、全部県がやるべきではないかということになってくるわけですが、

仮に基金を全部何らかの形で使ったときには県が、今申し上げましたとおり、基金を使ってそれをお貸しするから使いなさいと。ただ、3年間の中で返していきませんが、それは税率を上げますということなんで、県とすれば、あくまでしっかりと県が今、町が持っているやつは基金としたら、それはお使いくださいという考え方だと思うんですね。ただ、それがなくなるときには、県はしっかり基金をお貸ししますという、そういう財政上の運営主体ということですので、必ずしも全ての事務を国が、県が行うということじゃなくて、財政的な仕組みを県がつくるということですので、そういったように町は理解しております。

○議長（関 悦子君） 関谷明生議員。

○11番（関谷明生君） 2点目は、朝食欠食児童の取り組みについてお伺いをいたします。

議会は、昨年7月会議で、2学期から家庭で朝食を食べずに登校する小・中学生に朝食がわりの補助食を提供する補正予算を全会一致で可決しました。県内で例のない試みとして報道され、また、町民からは朝食は本来親の務めである。行政が肩がわりするのは納得がいかないとの意見も拝聴をしました。

教育委員会では、栗ガ丘小学校児童614名に行った朝食調査では、毎日食べない児童が2人、週に1日から2日食べない児童が17人、週3日から4日食べない児童が6人、計25人、1日平均で13.5人の児童が朝食を食べていない実態がわかりました。

食の影響は健康だけでなく脳、いわゆる頭の働きにも作用して学力に格差を生じさせるということです。全国学力テスト、平成28年度の結果でございますが、朝食を毎日食べる小学生の算数Aの平均正答率は79.2%で、全く食べない児童は60.1%と、20ポイントも近い差が出ています。また、国語Aでは朝食を毎日食べる小学生は74.4%なのに対し、全く食べない児童は56.6%と、これも18ポイントも近い差が出ています。この結果は、朝食の大切さ、重要性を改めて痛感いたしました。

補助食は、当初2学期から実施予定でしたが、教育委員会では学校の意向を受け、家庭で朝食をとる啓発活動を先行する活動に重点を置いて、2学期は実施されなかったとお聞きをしております。学校での補助提供を現在、どのように考え、遂行されていくのか見解をお伺いいたします。

○議長（関 悦子君） 池田教育次長。

〔教育次長 池田清人君登壇〕

○教育次長（池田清人君） 関谷議員の朝食欠食児童の取り組みについて、私のほうで答弁を

させていただきたいと思います。

ご質問のとおり、小・中学校では2学期中はさまざまな場面を通じて児童・生徒や保護者の皆さんに対しまして、朝食の大切さについてお願いをし、ご理解をいただくことに力を入れてまいりました。ご質問の中でも触れていただいておりますが、朝食を毎日食べている子供が学力調査の平均正答率や体力合計点が高い傾向があります。また、朝食を抜くと、やる気や集中力が落ちたり、太りやすくなったりすることが分かっております。

朝食の役割として、1つとして体温を上げて眠っていた体を起きた状態にする働き、2つ目として体と頭にエネルギーを補給する働き、3つとして体調を整える働き、この3つの大切な役割があると言われております。

教育の原点は家庭にありますので、まずは各ご家庭で毎日朝食を食べていただくこと。さらには栄養バランスを考えた朝食を提供いただくことの大切さをご理解いただけるように呼びかけてまいったところでもあります。このように保護者の皆さんにお願いをし、ご理解を得た結果、12月の2学期末の段階で、全ての児童・生徒が朝食を食べてくるようになったとの報告を小・中学校からあり、現在まで継続しております。しかしながら、何らかの事情で朝食をとらずに登校し、学校生活に支障を来すおそれがある児童・生徒がいた場合に備え、3学期より小・中学校にそれぞれ70箱ずつの栄養補助食品を配置させていただきました。児童・生徒への具体的な提供方法はケース・バイ・ケースとなりますが、小・中学校の判断により、保護者の了解を得た上で提供していきたいというふうに考えております。

現在のところは、小・中学校の先生方のご指導や保護者の皆さんのご理解で、子供たちも夜遅くまでのスマホの使用などを控え、早寝早起きなどに心がけ、規則正しい生活を送っているものというふうに思われます。今後におきましても、この規則正しい生活習慣の維持や見直しなどが朝食の摂取にもつながる鍵であるというふうに考えております。今回用意した栄養補助食品は、あくまでも万が一の代用品であるものというふうに考えております。

成長中の子供たちにとっては、ご家庭で時間にゆとりを持って栄養バランスにすぐれた食事を家族で一緒に食べられることがお腹も心も満たされるものというふうに思います。子供たちが朝食を食べてこられている現在の状態をできるだけ維持できるよう、小・中学校と力を合わせ、保護者や地域の皆さんのご協力を得ながら、今後も引き続きご理解をいただけるようお願いに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 関谷明生議員。

○11番（関谷明生君） 12月の2学期末で全ての児童・生徒が朝食を食べてくるようになった。これはこの2学期の教育委員会の皆さん、また学校の先生方が真摯に取り組んでいただいてお父さん、お母さんにご理解をいただいた結果かなというふうにも思いますが、なかなかそうはいつでも、継続していくということの大切さもあるんですが、そうでない場合も出てくることも想定されまして、臨時的にカロリーメイト70箱ずつ、小・中学校に配備したということですが、カロリーメイトをどのような形で児童なり学童が先生に報告するのか、どのような形で朝食をもし取ってこなかったら、先生に伝えるのか、そのシステムと申しますか、それはどのような形で把握されるようにしているのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（関悦子君） 池田教育次長。

○教育次長（池田清人君） 再質問にお答えをいたします。

2月から実施しようとしていたわけですがけれども、最優先はまずご家族と申しますか、保護者の皆さんに、それから児童・生徒に対してのご理解をいただくということに力を置いてきた、今のおりなんですけれども、それと反面、学校側も教職員、それから保護者の皆さん等々と提供の仕方についていろいろ協議をして、どのような形でどの場所で与えればいいのかということを検討してまいりました。

その結果、ただ申告するだけでなく、その子供によっては黙っている子供もおりますし、そういったところがまずに毎日接しております担任の先生に判断をしていただいて、その子の適性に合ったやり方でケース・バイ・ケースということで対応していただくということで今、統一の見解で先生方にはお願いをしておるところであります。

したがって、場所とか時間とか、そういったものは特に限定しておらずに現在のところはありますが、今後につきましては、さらに議論を深めてそういったところも整備して子供さんも申告しやすく、また先生方も与えられやすい環境をもう少し整備してまいりたいというふうに考えております。

○議長（関悦子君） 以上で関谷明生議員の質問を終結いたします。

◇ 福島浩洋君

○議長（関悦子君） 続いて、2番、福島浩洋議員。

〔2番 福島浩洋君登壇〕

○2番（福島浩洋君） 通告に従いまして、1件、3項目の質問をいたします。

東大先端研のケーススタディの住民への周知はにつきまして、2016年（平成28年）7月に町と契約を結び、同年7月31日に事前の町内向けに活動計画説明会を開催されました。この中で学生の演習プレゼンの中で、特に都住地区2030年の目標像の中で、清水地区を対象としたケーススタディをスライドを通して発表されましたが、なぜ清水地区を対象とするのかについて、2030年の予想と提案がありました。

人口減少、ますますの高齢化、空き家の増加、耕作放棄地やその予備軍等々重大な問題の発表の中で、①これまでどおり住み続けられる集落、②手入れされた緑に囲まれて暮らせる集落を実現するために、いろいろな提案がなされました。この発表されたコンセプトに対してほかの自治会の事例にも当てはまる存亡の危機に重い関心を持たれている方々や心待ちにしている方々の周知のためにお聞きしたいと思います。

また、この3月10日にも東大先端研の発表があると聞いております。（1）提案する2030年、平成42年目標像は、余りにも時間の経過が長く、今後、企画提案の継続ができるか、また町として提案されたものが実現するまで、東大先端研の協力が可能なのでしょうか。

（2）平成30年、現在の時点で先ほどのこれまでどおり住み続けられる集落、②手入れされた緑に囲まれて暮らせる集落の提案の進捗状況はどこまででしょうか。

（3）清水自治会の全住民に対してケーススタディの周知は、どの程度までできているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（関悦子君） 西原企画政策課長。

〔企画政策課長 西原周二君登壇〕

○企画政策課長（西原周二君） 東大先端研のケーススタディの住民への周知について、ご質問いただいた3点につきまして、順次ご答弁させていただきます。

平成28年7月、東京大学先端科学技術研究センターと小布施町は、東大先端研・小布施町コミュニティ・ラボ設立に関する協定の締結により、同年から研究活動を始めています。東大先端研・小布施町コミュニティ・ラボでは、少子・高齢化の進展に伴うさまざまな課題に対応した先端的なまちづくり事例を実践的に研究することを目的に、東大先端研がコミュニティの維持、活性化方法の研究開発を、町がその研究成果の政策化をそれぞれ役割分担しています。

まず、議員ご質問の清水自治会を対象としたケーススタディの提案が2030年まで協定が継

続され、協力が得られるのかとのご質問ですが、さきの述べさせていただいたように、東大先端研はコミュニティ維持、活性化方法の研究開発を行い、研究成果を政策化するのには小布施町役場、行政となります。現在締結している協定の締結期限は平成33年3月31日までとなっていますので、その間にコミュニティ維持活性化方法の研究開発を行っていただき、小布施町は研究成果を政策化し、事業を継続していくこととなります。大学との連携協定があるなしにかかわらず、地域に活力があり、そこにお住まいし続けることができるよう、役場も自治会の皆さんと一緒に考えてまいります。

次に、現時点での進捗状況についてのご質問ですが、平成28年7月のケーススタディに基づく発表やその後の事例発表、平成28年から継続して行っている東大先端研の研究開発について、具体的な政策に結びついているものはありません。東大先端研のこれまでの研究活動につきましては、昨年度空き家を地域の資源としてまちづくりに活用する可能性を検討するため、空き家の現状や賃貸、売買が可能かどうかを把握することを目的に空き家実態調査を全町で行いました。

今年度は、その調査結果に基づいた空き家のデータベースの作成や空き家の流通活用に関する全国の先進事例調査、移住された皆さんや空き家を所有されている皆さんへのヒアリングを行いました。また、今後、実践的に取り組む地域を六川、矢島、中子塚、清水の4自治会を中心とした地域に絞り、自治会の皆さんとの座談会やヒアリングを行ったり、地域に関する文献、統計調査を行ってまいりました。3月10日には小布施若者会議プロジェクト構想発表の後、今年度の活動と来年度の予定について希望をさせていただき予定となっております。

このように、現在も地域に入らせていただき、調査の精度を深めるために町民の皆さんからお話を伺っており、平成30年度も引き続き調査研究を行う予定となっています。農村集落の維持、活性化につきまして、空き家や農地を含めた土地利用について、都市計画の見地からも研究開発を行っていただくことを期待しております。

町としましても、自治会やコミュニティ活動をもう一度しっかりと考える1年に位置づけ、関係する各課が連携を図り、地域に出向いてお話を伺い、政策化できるように努めてまいります。

3点目の清水自治会の全ての皆さんに事例研究をお知らせできているかとのご質問ですが、自治会長さんや役員さん、また自治会長経験者の皆さんにお声がけをさせていただき、お話を伺うことにとどまっております。活動報告を簡単にまとめ、定期的に隣組回覧等でお知ら

することも最近始めましたが、まだまだ十分なお説明ができているとは思っておりません。

2点目の答弁の繰り返しになりますが、町としましては、自治会やコミュニティ活動をもう一度しっかり考える1年に位置づけ、多くの皆さんがご一緒に考えていただく場、(仮称)住民まちづくり学校を設けさせていただき計画としております。六川、矢島、中子塚、清水自治会での活動が先駆的な事例となり、他の自治会でも同様な手法で進めていくことができるものと考えております。

研究成果の具体化や効果を示すよう、地域の皆さんからもご意見をいただいているところではございますが、官学連携事業につきましても評価をいただいたり、一定の効果があらわれたりするには少し時間がかかることと思っております。取り組ませていただいている課題も高齢化や少子化に伴い、地域をどのように維持していくことができるかという非常に難しい問題でもあります。地域だけでは、また大学の研究や行政の施策だけでは解決できる問題ではありません。一体となって取り組ませていただく必要があると思っております。事業の推進につきましても引き続きご協力を賜り、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(関悦子君) 福島浩洋議員。

○2番(福島浩洋君) ただいまの答弁でございますと、東大先端研とは契約は平成33年3月31日で切れるということですが、町として、継続してこの問題については取り組んでいくということよろしいですか。

○議長(関悦子君) 西原課長。

○企画政策課長(西原周二君) 連携の協定の締結期間につきましては、今、ご指摘のとおり平成33年3月31日までとなっております。この時点で継続してさらに連携協定を結ぶという可能性も考えられますし、協定自体は一旦終了となるということも考えられます。いずれにしても、小布施町役場としまして、地域がいつまでも活力ある集落を維持できるように、今回研究をしております地域も含めまして、小布施町全域で活動を続けてまいりたいと思っております。

○議長(関悦子君) 福島浩洋議員。

○2番(福島浩洋君) そうしますと、継続してやっていただけるということで、少しは私たちも安心していると思うんですけども、発表の中で2030年は平成42年なんですよね、余りにも長い期間なんですけれども、これを根拠としたものは何か、それから清水地区のケーススタディは何を調整して、何を見て清水地区にしたのか、それをちょっとお聞きしたいと思

います。

○議長（関 悦子君） 西原課長。

○企画政策課長（西原周二君） まず、2030年を目標に設定した根拠でございますけれども、大学の学生さんがこの年代というか、2030年を目標に設定しておりますので、細かなちょっと確認はとれておりませんが、2015年がいわゆる国勢調査の年となっております。人口推計を行う場合、通常5年ごとに考える場合が多くございまして、2015年から5年ごとに人口推計をするというのが一般的かなというふうに思っております。そういった中で、国勢調査から15年後の2030年の人口を推計し、その時点の人口減少を危惧しての研究の発表になったかと思っております。

地区につきましては、以前から東京大学の学生さんがゼミの研究として六川、矢島、中子塚、清水地域の皆さんと懇談を重ねておいでになっております。学生さんなので、その年ごとにお越しいただく方は変わっているんですけども、継続して地域に入らせていただいているという中から、清水自治会の地域を事例発表の場所とされたというふうに認識しております。

以上です。

○議長（関 悦子君） 福島浩洋議員。

○2番（福島浩洋君） それにつきましては、理解をいたしました。

次に、東大先端研とまちづくりのパートナーとして、平成28年7月に町長も述べられておりますが、町民の皆さんとさらなるコミュニケーションを期待するところですが、先ほどの川上議員や昨日の富岡議員の都住駅周辺の件も含めまして、これから東大先端研と協働のあり方はどのように進められていくのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（関 悦子君） 西原課長。

○企画政策課長（西原周二君） 東大先端研の事業が始まって2年余りたつわけでございますが、この間、研究開発が中心となっております、お話をお伺いしている方もその年の自治会長さん、役員さん、また過去において自治会長さんを経験された皆さんにとどまっているという現状でございます。より多くの皆さんとお話をできる場を平成30年度設けさせていただきたいと考えておりますし、大学や学生さんだけにはお願いするのではなく、役場の職員も一緒になってお話を伺い、地域のことを考えてまいりたいと思っております。

今まで十分にできていなかった部分が多いとは思いますが、平成30年度もう一度しっかり考える1年にしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○2番（福島浩洋君） 質問を終わります。

○議長（関 悦子君） 以上で福島浩洋議員の質問を終結いたします。

◇ 渡 辺 建 次 君

○議長（関 悦子君） 続いて、10番、渡辺建次議員。

〔10番 渡辺建次君登壇〕

○10番（渡辺建次君） それでは、通告に基づきまして2問、順次質問させていただきます。

1問目、小・中学生の基礎学力の定着と英語学習の補完。

（1）国立情報学研究所が2016年4月から7月にかけて、中高生を中心に約2万5,000人を対象に実施した中学校教科書の一文の読解調査によると、中学生の約40%が基礎的文章の読み取りができなかったとのこと。ちなみに高校生は約30%とのこと。また、別の機関の調査によると、現在の中学生の約20%は教科書の文章の主語と目的語が何かという基礎的読解ができておらず、約50%は教科書の内容を読み取れていないということです。

以上のような状況を踏まえ、小布施町として、町内の児童・生徒に対する学習支援体制の充実をすべきではないかとの思いで以下の質問です。

①町内小・中学校各学年における国語、算数、英語、数学のそれぞれの学年の学習到達目標に達しない児童・生徒はどのくらいの割合で存在し、それに対する対応策はどのようになされているのでしょうか。

②小・中学生各学年の各人1カ月に読んだ本の数、1日のテレビやスマートフォンなどの利用時間、それから1日の勉強時間はどのくらいで、それぞれについてどのような指導がなされているのでしょうか。

③小・中学生の通信教育の利用や通塾の実態はどのような状況でしょうか。そして、保護者の負担額はそれぞれどのくらいでしょうか。また、経済格差と学力格差の相関関係はどのようになっているのでしょうか。

（2）次は、英語教育についてです。

公立高校の英語の入試問題を20万人のデータを対象にした経年変化をある大学教授が調査した結果、1995年から2008年の14年間、毎年一貫して英語の学力は低下し続けていることがわかったとのこと。その低下程度は、偏差値に換算して7.4にもなるそうです。

①英語の学力成績、校内テストや入試などの経年変化の記録と、それに対する検証と対応策はどのようになっているでしょうか。

②過去あるいは現在、町で雇用したALT、外国語指導助手は、英語教育の資格や教職の資格を有した人物であったのでしょうか。それと日本語の能力はどの程度だったのでしょうか。また、採用基準はどのようなものなのでしょうか。

新たな学習指導要領によると、英語の授業が英語で行われる予定とのことですが、日本語で授業しても分からないのに、英語で授業したらなおさら分からないのではないかと、そう危惧されているそうですけれども、英語と日本語が両方ともできる日本人、英語教職課程修了者で採用されなかった新卒、あるいは既卒の英語教員資格者をALTのかわりに補助教員として採用してはどうかと思うのですが、お考えを伺います。

(3) 現在、町では中学3年生に対し学習支援を行っています。しかし、さきに述べたように、現状における義務教育の学力低下は看過できない状況であると思料されます。基礎学力定着のため中学3年生だけでなく、それ未満の児童・生徒に対する学習支援が必要と考えますが、いかがでしょうか。例えば、大分県豊後高田市では、学校などを会場に希望する児童・生徒が教員を含むボランティアのもとで学ぶ独自の土曜授業を設けたり、ケーブルテレビで小・中学生を対象に教科に関する講座を放映し、講座に応じた独自テキストも全児童・生徒に配布しているとか、「移住先は教育で選ぶ」ということで、移住にも貢献しているようです。

「教育は未来へのリスクなき投資」と言えます。教育が社会における投資活動であるという考え方は、アダム・スミスが国富論で取り上げたのが最初であるとか。当り前のことですが、子供を教育すると、知識の増加や道徳心、社会性の定着という形で資本として蓄積され、その成果は将来就業した場合の生産性の高さとしてあらわれ、賃金所得の向上として実現すると言われています。AI、人工知能の普及やアジアの優秀な人材の台頭で今の子供たちの未来は、かつてなく厳しいものになるだろうと予測されています。その来るべき時代を生き残るために、母語である日本語の読み書きと読解力、数学によって培われる論理的思考力を身につけさせるのは、町の宝である子供たちへの町の責任だと考えます。小布施独自の考えでしっかりとした基礎学力の定着方策があってもよいのではないかと思います。このままでは高齢者には介護問題ですが、子供たちには悔いるほうの悔悟問題が発生しかねません、かつてのゆとり教育のようにですね。答弁を求めます。

○議長（関 悦子君） 中島教育長。

〔教育長 中島 聰君登壇〕

○教育長（中島 聰君） ただいまのご質問についてお答えをいたします。

ご質問は、大きく分けて小布施町の小・中学校の学力の現状、それから2番目に英語教育の現状、それから学習支援の強化という3項目でご質問をいただきました。

まずは、小布施町の現在の学習支援体制について、まず申し上げます。

小学校では、子供も教師も「できた」、あるいは「わかった」と喜びを実感できるという授業づくりで学力向上に取り組んでいます。いわゆる文科省が2年ほど前から言い始めましたアクティブラーニングです。これで主体的で対話的な深い学びを授業では探求をしています。また、これは今年度から始めたのですが、4年生以上の算数、これは特に差がつきやすいという算数なんです。進捗度合いに応じた少人数クラスというのを1つ増設いたしまして、よりわかりやすい授業を行っています。要するに1つのクラスをちょっと進捗度の遅い生徒に対して1つクラスを分けると、こういうことをしております。

中学校では、教科ごとに目的や狙いを定め、授業と連動した家庭学習の推進、それから復習となるような授業開始時の確認テストなどを行っています。中学校でも4年ほど前から始めました信州大学の三崎先生による学び合い、要するに今、文科省が進めているアクティブラーニングなんです。それを始めまして、主体的、対話的で深い学びを追求しています。

また、通常の授業時間とは別個に1時間、水曜日の6時間目に追加して授業を行っております。これは学力向上のための鳳凰タイムとして設けております。主には応用問題に対応した活用力を高めるという学習を行っています。さらに、2年前から長期で数学と英語の教諭を1名ずつ採用いたしまして、こちらも進捗度別クラス編制にしております。あるいは2人先生が入るというきめ細やかな指導をしています。クラスを分けるのは数学で、2人先生が入るのは英語の授業をしております。

以上、現状の学習支援体制について申し上げます。

次に、ご質問の個別の数字についてお答えをいたします。

まず、1つ目の項目の町内の小・中学生の学力など、3点のご質問についてであります。

①として、1点目は学習到達目標に達しない児童・生徒の割合と、その対応策というもののご質問なんです。大変申しわけないのですが、このご質問にありました小・中学校各学年における教科ごとの児童・生徒の学習到達目標への到達割合といった調査は全くありませんので、これについてちょっとお答えができません。これから全体的にお答えする数字は、毎年4月に行われております全国学力・学習状況調査の結果について主に申し上げます。

今回のものは、特にはほとんど昨年の4月の結果であります。小学6年生を対象にした国語A、Aというのは基礎的なテストです。Bが応用問題ということですが、国語Aは小布施の子供の平均正答率は77%、国と県はほとんど差がありませんので、国と県よりも2%上回りました。国語B、応用問題ですが、これは小布施は58%で、国と県よりもちょっと上回りました。一方、算数Aは76%で、国と県よりも2%程度下回りました。算数Bは46%で、国と県とほぼ同等になっております。

次に、中学3年生を対象とした国語Aは小布施の平均正答率は76%で、県と国の平均を2%弱下回りました。国語Bも70%で、国と県を2%程度下回りました。一方、数学Aは68%で、国と県を4%弱上回りました。数学Bも53%で、こちらも国と県を5%程度と大きく上回りました。

このテストの中で、今平均の正解率を申し上げたんですが、この中に正答率20%未満というのを抜き出してみますと、A問題では小学校の国語、算数ともに、正答率が20%以下というのは1%しかいないということは1人しかいないと、こういうことです。中学校の国語、数学で2%から4%、20%未満の正答率の子供がいる。対しましてB問題になりますと、これがぐっとふえまして、小学校の国語、算数ともに16%いるところに悪化してしまいます。中学校の国語も10%と悪化してしまいます。算数は、これが20%未満の正答率の生徒が5%と、ほぼA問題の正答率と同水準を維持しております。この要因は、中学校の数学に町費の先生1名を増員して、通常の2クラスを進捗別の3クラス編成にしているという成果ではないかと推測しています。なお、英語については調査が行われておりません。

それから、別の面で高校進学状況というものも最終的には学力を判断すると、こういうふうに使われます。長野県の全中学3年生の真ん中である偏差値50、高校には偏差値があるわけなので、偏差値50以上の高校への進学率は、平成27年度は小布施の子供は56.4%でした。それから28年度、昨年ですね、61.3%でした。

それから、次に②で2点目の読書、テレビやスマートフォンの利用、1日の勉強時間についてのご質問にお答えします。

読書に関してですが、小学6年生では「10分以上から30分」というのと、「30分以上1時間まで」という答えが共に27%で最も多い状況です。中学3年生では「全く読まない」というのが45%で最も多くて「1時間以上読書する」というのは11%でした。また、「図書館にどのぐらい行きますか」という問いに対しまして、小学6年生では「月に1回から3回ぐらい行く」と答えたのが29%で最も多く、「ほとんど行かない」と答えたのも19%いました。

中学3年生では「ほとんど行かない」というのが53%で最も多く、「週に4回以上行く」というのは3%でした。

小学校、中学校においては、朝の一斉読書や読書旬間の設定などで児童・生徒の読書意欲の喚起に努めておりますけれども、得られたアンケート結果は、全国や長野県の傾向とほとんど同じ状況でありました。

次に、テレビやスマートフォンの利用についてであります。小学校6年生では「1日2時間以上3時間未満」というのが34%で最も多くて、その前後「1時間から4時間未満」というので全体の75%を占めております。中学3年生では、これが「1時間以上2時間未満」が35%で最も多くて、中学生は大変ばらついておりまして、「全く見ない」というのから「4時間以上も見る」というのにもう全体的にずっとばらついております。

また、テレビゲームは小学6年生では「1時間未満」が35%で最も多くて、「全くしない」というのは13%でした。中学3年生でも、これは「1時間以上2時間未満」が31%で最も多くて、「全くしない」が9%、「4時間以上もする」というのも17%ありました。

さらに、「携帯電話やスマートフォンで通話やメール、インターネットをしますか」という質問では、小学6年生は、まず「持っていない」というのは58%で最も多くて、次いで「30分未満」と「30分以上から1時間未満」というのがそれぞれ13%でした。中学3年生では「30分以上1時間未満」が23%で最も多くて、「持っていない」という生徒も21%ありました。中学3年生で見ますと、1日に4時間以上テレビやゲームで費やす生徒の割合が去年の春の段階では全国や長野県と比較して多くなっています。これが結果として、就寝時間や起床時間に影響を与えているということが懸念されます。改めて規則正しい生活習慣について、指導を強化しています。朝食を食べてこないという子供さんの食べてくるというのも、この辺も今、直しているところであります。

続いて、家庭での勉強時間についてですが、小学6年生では「1時間以上2時間未満」というのが41%で最も多くて、中学3年生でも同じように「1時間以上2時間未満」がこれは半分超えて51%となりました。

次に、休みの日の学習の時間なんですが、「学校が休みの日にどれぐらい勉強をしているか」という質問では、小学校6年生では「1時間未満だよ」という子供さんと「1時間以上2時間未満だよ」という子供さんがそれぞれ43%と30%で、ほとんどこれに入ってくるという状況でした。中学3年生では1時間ふえて「2時間以上3時間未満」が43%で最も多くなりました。

小学生では全国や長野県に比べると、平日や休日ともに学校以外での学習時間が少ないということになっています。この三、四年ずっとそうなのですが、徐々に改善はされてきて全国平均に近づいてきております。今後も家庭学習の強化と指導に努めてまいります。また、中学校はこれも三、四年前から徐々に改善されまして、現在は全国平均以上の学習時間になっております。

③、3点目の通信教育の利用につきましては、これは調査を行っておりませんので、ちょっとお答えができません。

塾に通っている実態ですが、小学6年生は43%が通っていると。中学3年生では60%が通っているということになっておりました。なお、保護者の負担額の調査はしておりません。

経済格差と学力格差の相関関係についても、私どもでは調査、分析はしておりませんが、旺文社のデータでは、世帯収入が高いほど正答率は高いという結果でありました。ほぼ並行して得点が上がっていくということでもあります。データの中の一番低い年収の200万円未満というところと年収1,200万円以上というところでは、全国学力・学習状況調査の国語、算数の各A、B問題全ての問題において、20%以上の差があるという結果になりました。

次に、大きな2つ目の英語教育についての3点のご質問にお答えします。

まず、1点目の英語の学力成績の経年変化の記録とその検証、対応策についてご質問ですが、大変申しわけないですが、これもまとめたものはありませんので、ちょっとお答えができません。

②の2点目のこれまで雇用したALTの資格や日本語の能力についてのご質問ですが、ALTは現在、町の採用で中学校に1名、それから幼保、小で合わせて半日勤務が1名、合計2名配置しています。ALTの要件として、教員免許など特別の資格は求めておりませんが、採用に当たっては面接を行い、当然ながら生きた英語を話せるネイティブの方であるということ、子供たちと接するためその人柄もすぐれていること、さらにはALTとしての経験やこれまでの実績などを考慮して決定をしております。また、一定のコミュニケーションを図れる程度の日本語を話せる方をお願いもしています。

③の続いて3点目の日本人の採用についてというようなご質問ですが、これはあくまでALTにつきましてはこれから申し上げるんですが、ALTの役割で一番大きなことは子供たちがネイティブな英語に触れるという環境をつくるということだと考えています。したがって、できる限り英語環境の中で生活をしてこられた方を採用してまいりたいと考えています。しかしながら、小布施町、あるいは近辺にはそれほどそういう方が多くおいでになる

わけではありませんので、適任者がどうしても見つからないというような場合には、議員ご提案のように、英語の教員資格をお持ちの方やあるいはH L A Bなどで小布施町にかかわっていただいている英語の堪能な方をお願いするということも検討はしていきたいと思っています。

なお、この4月から始まる平成30年度から先行実施する小学校5年生、6年生の英語授業につきましては、中学校の英語免許があって、もちろん英語教師である先生が英語専担として指導をまいります。

大きな3番、最後に3つ目の項目の学習支援についてのご質問ですけれども、ご質問にありましたとおり、今年度町では中学3年生を対象にした学習支援セミナーを開催してきました。4月から2月までの間、火曜日に英語、木曜日に数学の講師を迎え、30人の生徒が学習に励みました。このほか、中学の1、2年生の学力向上支援事業としては、夏休み中に夏期セミナーとして3日間開催をいたしております。現時点では、これらのセミナーを拡大するという予定はありません。

基礎学力の定着に向けては、現在小・中学校の学力向上の取り組みの一層の強化と、それから今行っています幼保・小・中一貫教育の中で、いろんな手当てが出てくるのではないかと考えています。また、コミュニティスクールの委員会の中でもいろんな手当てが出てくるのではないかと考えています。それから、H L A Bの取り組みの中からも、何がしかの影響が出てくるのではないかと、こう思って、それらの取り組みを今後進めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（関 悦子君） 渡辺建次議員。

○10番（渡辺建次君） それでは、幾つか再質問しますけれども、まず順番に1番目の方からいきますけれども、学校内で学習到達目標への到達割合という調査をしていないんでしょうかね。学校内でやったその記録みたいもの、あってもおかしくないかなと私は思うんですけれども、どこかの国会答弁みたいに記録があるんだけど、ないなんていうことがないことを願うわけですけれども、それから、英語については調査をされていないということで、いわゆる効果の検証ということで、なぜ英語について検証をしていないのか、第2点目ですね。

それから3点目、読書指導、あるいは勉強時間、それからスマートフォンとかテレビの利用について保護者との連携というんですか、それはどのようにされているのか。

とにかく、基礎的学力というのは、本当に小学校低学年から積み上げていかなければ、間に合わないというふうに私は考えるわけですね。今、中学3年生、それから先ほど最後のほうで1、2年生、夏期セミナーとおっしゃっていましたが、そこでちょっとやったぐらいでは間に合わないのではないかという、そういう危惧というんですか、危機感あるわけですが、ですから、小学校の段階から少しずつでも、町として何か支援をすべきではないかということなんですね。

それから、通信教育については調査をしていないというお答えでしたけれども、通信教育だって多分学校では調査しているのではないかと私は思うんですけれども、もう一度再度確認します。

それから、通塾で保護者の負担額、これなんて私は、学校の先生として調査をしないはずはないと思うんですよね。経済格差が学力格差になるというのは、これはほぼ定説というか当たり前のような感じで、20%以上の開きがあるという答弁ありましたけれども、そういう面も考えて、町としてぜひ力添えをすべきではないかという質問なんですけれども……。

それから、英語について、学力成績の経年変化、これも記録ないというだけけれども、これも変な回答ですよ。中学校でそれなりに記録をとって、それで何年かの変化を見て、それで改善できるところは改善しようというのが教員の姿勢というんですかね、私は当たり前だと思うんです。自分がその場にいれば、去年はこうだったから、悪い点、今年は、来年は生かそうというのが当たり前だと思うんですよ。それがないというのは、ちょっと私は不思議なんですね。もう一度その辺、無ければ無いだけけれども、あるのならばお答え願いたいんですけれども。

それから、ALTに関してこんなエピソードがあるんですね。あるALTのアメリカ人の経験者が日本人は寛容だと、私は大卒で一応生物を専攻したと、健康で前科もないと、ただそれだけで学校へ行って先生、先生と敬われていると。もしこれがアメリカだったら、資格も何もないのに大事な税金がそんなところに使われているということで批判されるというふうに、そういうふうにおっしゃっている人がいるんですね。小布施町、そんなことはないかなと思って、あえて質問したんですけれども、資質や能力とか、資格についてはほとんど問わずに、面接でちょっと日本語が話せるぐらいで採用しているというふうにおっしゃっていましたが、それでいいのかどうかというのはちょっと私、疑問ですよ。

それから、ネイティブな英語に触れる環境といいますけれども、今の時代、それで外国人が直接いなくても、幾らでもそれに触れる機会ありますよね。それから、発音が世界で今一

番使われている発音は決してアメリカの発音、あるいは英国の発音じゃないというふうに言われていますね。ある本によれば、スリランカですかね、の何かの発音が世界的にはよく通用すると。

ノーベル賞をもらった日本人の方もいましたけれども、英語なんかそんなに発音、ネイティブに話す必要はないというふうにおっしゃっていますね。要は人間性だと、中身だというんです。中身がなければ、幾ら会話がぺらぺらでも、中身も薄っぺらになるんです。そうすると、相手からも全然尊敬されないと。要は発音ではないと、それは人間性だというんです。そういう意味で、ぜひ英語に対する町の考え方を私は改めてほしいかなと思うんです。

最後の方、学習支援に関して30人ぐらい今、中学3年生が行っていると思いますけれども、全体のうちのどのぐらいなのか。そして、なぜ30人ぐらいしか来ないのか。あるいは30人が多いというふうに考えるのかどうかということですかね。

それから、1、2年生の学力支援ということで夏期セミナー、夏休み中に3日間、3日やって力がつくはずなんてあり得ないんですけれども、ここに何人ぐらい参加しているのか、効果があるのかどうか。いわゆる効果の検証というのは、私は非常に大事だと思うんです。常にやってほしいと思います。

以上です。

○議長（関 悦子君） 中島教育長。

○教育長（中島 聡君） かなりいっぱいいただきましたので、落ちはないと思いますが、ご指摘をいただければと思います。

まず、到達目標について、到達目標への達成割合という調査はないと、こういうふうに申し上げたのですが、もちろंदというふうには到達目標について誰がどういうふうには到達したかというものはないだけで、それぞれの生徒の過去のそれぞれの科目の試験の点数等は、もちろんそれは控えはありますけれども、それをまとめて何%が到達したんだというようなことの調査はないと、こういうことなんです。到達目標という意味では、そういうことです。

それから、英語についての検証がないというのは、これは全国学力・学習状況調査というのは、これは毎年行われていて、これは小学校は国語と算数、中学は国語と数学、5年に1回、ここに理科が入ってくると、こういう今までは状況でありました。

よって、英語の調査はないわけですが、今のこういう時代ですので、英語の調査を

入れようというふうに文科省が考えているということも伝わってまいりますので、近い将来英語が入ってくるかもしれません。今までは毎年やっているのは、国語と算数、国語と数学、それと5年に1回、理科と、こういうことであるので、英語の検証がなぜできないかというのは、そういう事情であります。

それから読書時間、あるいは学習時間について、指導どうなのかということでもありますけれども、読書については、もちろん学校でもしております。私どもは直接はしておりませんが、学校では指導はしておりますが、これは小学校、中学校共に全く全国と同じような時間の同じような割合で、結果として同じような状況でありました。

学習時間につきましては、これは4年、5年ほど前の調査のときは、小学校、中学校ともに学習時間が短くて、これにつきましては、その都度学校側に申し入れをいたしまして、徐々に徐々に改善してきているという状況で、小学校はもうちょっとで家庭学習時間は全国平均まで来るところまでまいりました。中学校は、一応今のところ徐々に増えてきて、今は全国平均よりも時間が多少長くなりました。

それから、小学校低学年から学力の指導というのは必要ではないかというんですが、小学校も、これは一番積み重ねの学習で1回分からなくなると、ずっと分からないという算数について、今年度平成29年度から進捗別のクラスを1つ追加して分けて授業を行っているということでもあります。

何が分からなくなるかということ、3、4年生の辺から始まる分数の辺から分数の掛け算、割り算の辺から理解ができなくなっちゃうということなので、その辺から今年度からクラス分けをして、より分からない子供にも分かるようにしているということでもあります。

よって、中学だけやっているということではなくて、小学校の算数から今は入れております。

それから、通信教育について調査がないのはどういうものかというんですが、通信教育というのは、大変申しわけないんですが、調査でも通信教育という項目はなくて、塾の調査はあるんですが、通信教育ということについては、特にアンケートがなくて学校でも特に調査はしておりません。それから、保護者の負担についての調査も現状しておりません。

それから、英語の経年変化というんですか、どこかのところがどうだと、これはもちろん例えば小布施の中学校のテストの結果がここのところが弱い、あるいはここのところが強いと、こういうことはもちろん毎年分かっているわけなので、弱いところを補強して、強いところはそのまま伸ばすということはもちろんしているんですが、ただ5年、10年ということで、

ずっとそれが何なのかということの調査はないと。

それからALTについてなんですが、ALTにつきましては、渡辺議員と私どものところに多少考えの違いがありまして、ALTが教えているのはあくまで授業ではない。授業ではない、じゃ何なのと、こういうことになるんですが、外国人の方、これは必ずしもアメリカではなくても、イギリスでもどこでもいいですけども、そういう方がどういう体験をされて、あるいは保育園だと、こんなに大きな人が外人というのはいるんだとか、必ずしもしゃべられることについて、全て意義があるということではなくて、要するに広い意味の異文化に接すると、こういうことです。中学になりますと、もちろん英語の本場の発音についてどうだと、こういうことも当然あるわけですが、幼保の辺から入れているというのは、必ずしも発音ということだけではありません。

それから、学習支援につきまして、現在30名がこの間までやっていたわけですけども、中学3年生ですので、79名のうちの30名が授業を受けていたということであります。

それから、夏休みの3日間の中学1年生に対するそんな1日ずつ3日間なんていうのは、どういう役に立つのかと、こういうご質問なんですが、もちろん夏休み前までに自分が経験したことの中で一番自分が分からないと、ここが分からない、あるいはあそこが分からないということについて3日間、それを分かるようにしてもらおうということで、全体的に3日間で引っ張り上げられるというふうには思っていないわけですけども、自分で弱いところ、自分が分からないところを3日間で分かるようになってもらいたいと、こういうことあります。

以上であります。

○議長（関 悦子君） 渡辺建次議員。

○10番（渡辺建次君） それじゃ、最後ですが、再々質問ですが、まとめてですね、英語に関して、幼保・小・中、それからセミナー全部含んで、その生徒の反応、例えば幼保・小・中でALTに教わったことに対して、生徒たちはどういう感想を持ったのか、そういう検証をされているかどうか。中学校で先生に教わった英語、あるいはセミナー教わっていて、生徒たちはどんな感想を持ったのか。そのあたりはどういうふうに調べておりますか。

○議長（関 悦子君） 中島教育長。

○教育長（中島 聡君） ALTにつきましては、今、中学のご質問がございましたが、幼保・小のところは英語の授業というのは実際にありませんので、今の本来のALTというか、ああ外国人の方ってこういう生活してこういう体格で、こういうふうな日常を送っているん

だということを主には体験してもらっていると。中学になりますと、もちろんこれは今度は本場の英語は、例えば中学の教員とこういうふうに違うんだということを体験してもらっています。今のALTは、英語の授業は週に4時間ずつの学年が13クラスあるので、全部の授業には入り切れていないわけですが、ALTが入る、それからTTとしてもう一人の先生が入るということで、最低本来の英語の先生プラスALTか町費の先生が入っているわけです。

それで、要するに常にクラスは2人の先生が1人の先生とALTが入るかということになっていまして、当然クラスを回って、あっ、これはちょっと難航してそうだなあというところも見ていますし、ALTは特に本場の発音をしていますので、ああ、中学の英語の先生と本場の発音というのはこんなに違うんだなということを体験してもらっています。

今の中学の校長からの私どもへの報告では、今のALTの方も大変熱心で、生徒も大変ALTの先生について信頼を持っているというふうに報告を受けております。

以上であります。

○議長（関悦子君） 渡辺建次議員。

○10番（渡辺建次君） それでは、次の質問に移ります。

第2問、保険者努力支援制度の評価指標から見た健康長寿のまちづくり。

国保の根本的な財政基盤の強化を図るとして、厚生労働省保険局国民健康保険課が、次のような5項目の評価指標を提示しています。

町の指標と近隣市町村との比較及びそれぞれの指標改善に向けた行政努力と評価について伺います。

①特定健診・特定保健指導の実施率と行政努力と評価。

②糖尿病等の重症化予防の取り組み状況と結果の検証。

③個人インセンティブ（健康ポイントの導入）などの提供と情報提供。

④ジェネリック（後発）医薬品の使用割合と利用促進に向けての一層の行政努力。

ちなみに2017年3月末現在で、全国トップの県は沖縄県で79.9%、全国平均は68.6%とのこと。

⑤保険税収納率。

直近の収納率の経年変化と未収額の収納状況はどのようになっているのでしょうか。

ここで税金未納の回収率の参考として、税金の督促について、2017年のノーベル経済学賞で注目された行動経済学を利用したイギリスの実験を取り上げてみます。

2014年に行った実験では、確定申告をした10万人の未納者に納税の督促を通知する文面に何が有効かを調べたもので、文面がない場合と比較して、効果が大きかった順に並べてみると、次のようになったとのこと。

収納率が上がった順番ですけれども、5.1%上昇したAは、「イギリスにおいて10人のうち9人は税金を期限内に支払っています。あなたは今のところまだ納税していないという非常に少数派の人になります」。2.1%上昇したBの文面は、「イギリスにおいて10人のうち9人は税金を期限内に支払っています」。1.6%上昇したCの文面は、「税金を支払うことは、私たち全員が国民健康保険、道路や学校などの必須の社会サービスからの便益を受けることを意味します」。「10人中9人が」と示されることで、社会規範に従うべきという倫理観を認識し、税金を支払おうという意識づけができたのだということだそうです。

小布施町債権回収機構は、どのような状況でしょうか。

○議長（関 悦子君） 三輪健康福祉課長。

〔健康福祉課長 三輪 茂君登壇〕

○健康福祉課長（三輪 茂君） それでは、2番目の保険者努力支援制度の評価指標から見た健康長寿のまちづくりということで答弁申し上げます。

保険者努力支援制度につきましては、医療費の適正化に向けた市町村の取り組みに対しまして国が支援するものであり、平成30年度から始まる制度を前倒しして、平成28年度から実施しています。ご質問の近隣市町村の保険者努力支援制度に対する評価指標は公表されておりませんので、小布施町と比較はできませんが、長野県と全国の平均値を答弁させていただきます。なお、指標は平成28年度の数値でございます。

評価指標につきましては、国が示す指標の点数に対して町の取り組みに点数をつけて実施率を示すものであります。

ご質問の1番目の特定健診・特定保健指導の実施率は、実際に町が行っている特定健診の受診率、平成28年度は47.7%でしたが、これとは違いますので、ご理解をお願いしたいと思います。保険者努力支援制度による小布施町の特定健診・特定保健指導の実施率は58.3%、長野県56.9%、全国35.9%であり、小布施町は国と県の数値を上回っております。引き続き保健師や管理栄養士による訪問、電話による受診勧奨等を行い、受診率の向上に努めてまいります。

2番目の糖尿病等の重症化予防の取り組み状況と結果の検証について、評価の基準ですけれども、対象者の抽出基準が明確であること、かかりつけ医師と連携した取り組みであるこ

と、保健指導をする場合には専門職が取り組み、携わることなどが挙げられております。小布施町の実施率は100%であり、長野県は64.9%、全国は46.9%となっています。これらにつきましても、引き続き糖尿病等の重症化の予防に努めてまいります。

3番目の個人インセンティブの提供と、情報提供につきまして、個人インセンティブの評価基準は、健康ポイントなどを付与して、住民による健康づくりを推奨しているか、その効果を検証しているかであり、情報提供につきましては、健診結果を受診者に提供しているか、疾病リスクにより医療機関を受診することが必要な場合には、確実に受診勧奨をしているかなどが評価の基準となっています。小布施町の実施率は50%、長野県は51%、全国は57.5%となっています。

国や県を下回った要因として健康ポイントなど、個人インセンティブの提供に取り組んでいないことが考えられます。他市町村での取り組みやその効果について、調査研究をしてまいりたいと考えております。

4番目のジェネリック医薬品の使用割合について、小布施町の実施率は73.3%、県は37.8%、全国は42.5%となっています。今後も利用促進に向けて、町民の皆様にお知らせをするとともに、町内の医師の先生方にお集りいただいている保健予防連絡会でも、先生方をお願いをしてみたいと思います。

5番目の保険税徴収率について、国保税の現年分の収納率の変化につきましては、平成24年度97.6%、25年度97.1%、26年度97.1%、27年度98.1%、28年度97.5%となっています。平成29年度は12月末の時点で、平成28年度の同時期を2.94ポイント上回る徴収率となっております。

町の国民健康保険税の督促状については、地方税法第726条で納期限までに徴収金を完納しない場合、納期限後20日以内に発するものですが、未納をお知らせすると共に、延滞金の計算や滞納処分が行われることなどが記載されています。

議員ご提案の文面ですけれども、小布施町には他の税目も含め、約300人弱の滞納者が発生し、この方々には納付の催告のため、税務会計系の職員が必ず連絡をとらせていただいています。これらの文面を載せることで、多いときは5%も減るという結果は、にわかには信じることはできません。また、日本国内でこの文面を載せて効果があったという話も聞いておらず、税務担当の職員や税務署の職員にお聞きしても、効果がありそうだという意見は聞くことができませんでした。経費負担が新たに発生することも考えられますので、今までどおりの督促状を使ってみようと考えております。

以上です。

○議長（関 悦子君） 渡辺建次議員。

○10番（渡辺建次君） では、二、三再質問しますけれども、順番に①の方から、保健師さんや管理栄養士さんが訪問とか電話による受診勧奨を行っていくということです。具体的にはどんなふうに行っておられるのか。

それから、糖尿病に関して、糖尿病等の重症化の患者というのは、町におよそどのぐらいおられるのか。

それから、個人インセンティブの健康ポイントに関して、これは以前にも質問したんですけども、前向きに考える方向ではないのかどうか。

それから、ジェネリック医薬品についてですけれども、実際現場では患者さんの方で選択するような感じでしたけれども、実際はどうか。つまり患者さんが選択するのではなくて、黙っていても、まずジェネリックが第1番であって、先生の方でジェネリックより新薬のほうがいいですよというふうに進めているのかどうか、現場の実態というんですか、その点をお願いします。

○議長（関 悦子君） 三輪健康福祉課長。

○健康福祉課長（三輪 茂君） 最初の受診の勧奨につきましては、今現在、平成30年度の集団健診等の集計をしておりますけれども、やはり申し込みをされてやらない方も中にはいらっしゃいますので、そういう方には電話なり訪問して、保健師なりのほうでも勧奨を進めたいと思います。また、その結果によりまして重症の方、ハイリスクの方がありましたら、また保健師なり、管理栄養士が食生活の改善等も含めて訪問するようにさせていただいております。

あと糖尿病の数ということは、現在今、数値は持っておりません。

あとインセンティブ、健康ポイントの件でございますけれども、一応県のほうに確認したところ、県内市町村では今、16市町村ほど実施しているところでございます。実施内容には濃淡いろいろとありまして、スマホのアプリで歩数をはかるとか、またシールを集めて特産品、あるいは施設の利用等もやっているようですけれども、そこら辺のほうも実際効果等を検証しながら、また考えていきたいと考えております。

あとジェネリック医薬品につきましても、先ほども申し上げましたとおり、町内の医師の先生方とも年に何回か打ち合わせをしておりますので、そういう中でも、先生の方からもお勧めいただくようなお話はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（関 悦子君） 以上で渡辺建次議員の質問を終結いたします。

以上をもちまして、行政事務一般に関する質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（関 悦子君） 以上で本日の会議は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会したいと思います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時54分